

第2期

上富良野町障がい者計画

(平成25年度～平成32年度)

〔第5期 上富良野町障がい福祉計画
第1期 上富良野町障がい児福祉計画〕
(平成30年度～平成32年度)

(平成30年3月一部改訂)

上富良野町

【余白】

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 障害者を取り巻く状況	4
第1節 障害者福祉の沿革と支援のしくみ	4
第2節 人口の推移	6
第3節 障害者等の状況	7
1 障害者手帳所持者数	7
2 身体障害者	8
3 知的障害者	10
4 精神障害者	13
5 発達障害者	16
6 高次脳機能障害者	16
7 難病について	16
第3章 上富良野町障害者計画	17
計画の基本体系	17
第1節 広報・啓発の推進	18
1 広報・啓発の推進	18
2 福祉教育の推進	20
第2節 就労・雇用の促進	21
1 一般就労の促進	21
2 福祉的就労の推進	23
第3節 保健・医療の充実	24
1 障害の早期発見・早期対応	24
2 精神保健施策の充実	25
3 保健・医療・福祉の連携	26
第4節 生活支援	27
1 相談支援体制の充実	27
2 権利擁護の推進	28
3 在宅サービス等の充実	31
4 障害者スポーツ、文化活動の振興	32
5 居場所の確保	33

第5節 まちづくり・ひとづくり	34
1 障害者福祉基盤の整備	34
2 防災のまちづくり	35
3 交通・移動手段の確保	36
4 担い手の育成・資格取得の促進	37
第4章 障害福祉計画【第5期（平成30年度～32年度）】	38
第1節 数値目標	38
1 施設入所者の地域生活への移行	38
2 福祉施設から一般就労への移行	40
第2節 サービスの見込み量	42
1 訪問系サービス	42
2 日中活動系サービス	43
3 居住系サービス	45
4 相談支援	46
5 障害児通所支援・障害児相談支援	47
6 地域生活支援事業	49
7 その他の事業	60
第5章 計画の推進に向けて	61
1 計画の進行管理体制	61
2 関係機関との連携	61
3 自立支援協議会の活用	62
資料編	63

……………「障がい者」と「障がい児」の取り扱いについて……………

平成24年4月の法改正により、障害者支援のうち相談支援や通所事業など児童にかかる支援の多くが児童福祉法による支援に移行していますが、本計画ではすべての世代が支えあう地域づくりという基本理念に基づき、全般にわたり障がい児を含めた内容となっています。ただし、表現の複雑化等を避けるため、文中特に記載のない限りは「障がい者」に「障がい児」を含めるものとし、また、障がい者福祉制度については同趣旨の障がい児福祉制度を含むものとします。

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

障がいがあってもなくても、大人も子どももお年よりも、誰もが互いに支えあい、明るく・豊かに・安心して暮らすことのできる地域をつくるため、町の障がい者福祉の基本的なことがらを定めるものです。

町では、平成16年度に、平成24年度までを計画期間とする「上富良野町障害者計画」を策定し、障がい者が地域で共に生き生きと、豊かに暮らしていける社会を目指して、様々な障がい者福祉施策を進めてきました。

前期計画期間中には、障害者自立支援法など障害者福祉の根幹となる制度の变革や、町内における障がい福祉サービス事業所の立ち上げなどにより、障がい者を取りまく環境が大きく変化し、より多くの支援が進められることとなりました。

しかしその一方で、既存の福祉施策とはニーズが合致しない場合や、町内若しくは近郊での社会福祉基盤の不足により、サービス利用に繋がっていない障がい者の方も少なくないのが現状です。

障がい者施策は、「障がい者」の定義そのものが時代と共に変化*していることが示すとおり、一人ひとりの置かれる環境、それぞれが有する特長や能力、必要とする支援の種類などが多様であり、高齢化や生活環境の変化も重なって、その需要や目的も刻々と変化し続けています。

そうした変化にも対応した上で、これまでの計画や取り組みを振り返り、障がい者の実態や必要性に則したより良い福祉サービスを提供できるよう、町の障がい福祉施策の基本的な方針を明確にしなければなりません。

今後は、この計画を着実に推進することで、「ともに生き、支えあう社会づくり」の視点に立って、地域で暮らす全ての人が生き生きと生活できる社会づくりを目指します。

基本理念

障がいがあってもなくても、大人も子どももお年よりも、誰もが互いに支えあい、明るく・豊かに・安心して暮らすことのできる地域づくり

※) 日本で本格的に障がい者施策が行われるようになったのは戦後であり、身体・精神・知的障がい、発達障がいや難病など徐々に「障がい者」の定義が広がるとともに、「隔離～援護～措置～支援」と、障がい者を支える視点も大きく変化しています。

2 計画の性格と位置づけ

町に住む障がい者の状況を踏まえ、市町村が策定することが法律で義務付けられており、町の総合計画や地域福祉計画との整合を図っています。

本計画は、「市町村障がい者計画」と、「市町村障がい福祉計画」、「市町村障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者（児）に関わる全てのことがらの基本的な方向性を定めつつ、将来にわたり必要とされる福祉サービスの必要量の推計と確保に努めるものです。

計画策定にあたっては、上富良野町第5次総合計画や地域福祉計画など、福祉に関わる関連計画との整合性を図ります。

計画の名称	根拠となる法令	計画の内容
障がい者計画	障害者基本法	町の障がい福祉全般について、基本的な方向性を定めるものです。
障がい福祉計画	障害者自立支援法	障がい福祉サービスの必要量を見込むための計画です。
障がい児福祉計画	児童福祉法	障がい福祉サービスの必要量を見込むための計画です。

**一体的に
策定**

第5次総合計画 ～穏やかに安心して過ごせる暮らし～

安心の暮らしを支える福祉・医療環境づくり

高齢者や障がい者などが一人ででも安心して自立した生活を営むことができるよう、福祉に携わる多様な団体や人材の確保と活用を図りながら、在宅福祉サービスをはじめ、相談機会や生活上の安全対策など、生活支援体制を充実します。

地域福祉計画

地域福祉計画は、総合計画で定められた基本方針に基づき、4つの計画を横断的に結びつけ、地域福祉を推進するための基本的な計画です



3 計画の期間

計画期間は平成 25 年度～平成 32 年度の 8 年間とします。

見直し期間は 3 か年を基本としますが、制度や社会環境の変化など必要に応じて柔軟に見直しを行います。

第 2 期障がい者計画は初年度を平成 25 年度とし、平成 32 年度までの 8 年間で計画期間とします。

今期から障がい者計画に含まれる「障がい福祉計画」の見直し期間に合わせ、3 年ごと（H27 年、H30 年）の見直しを基本とします。

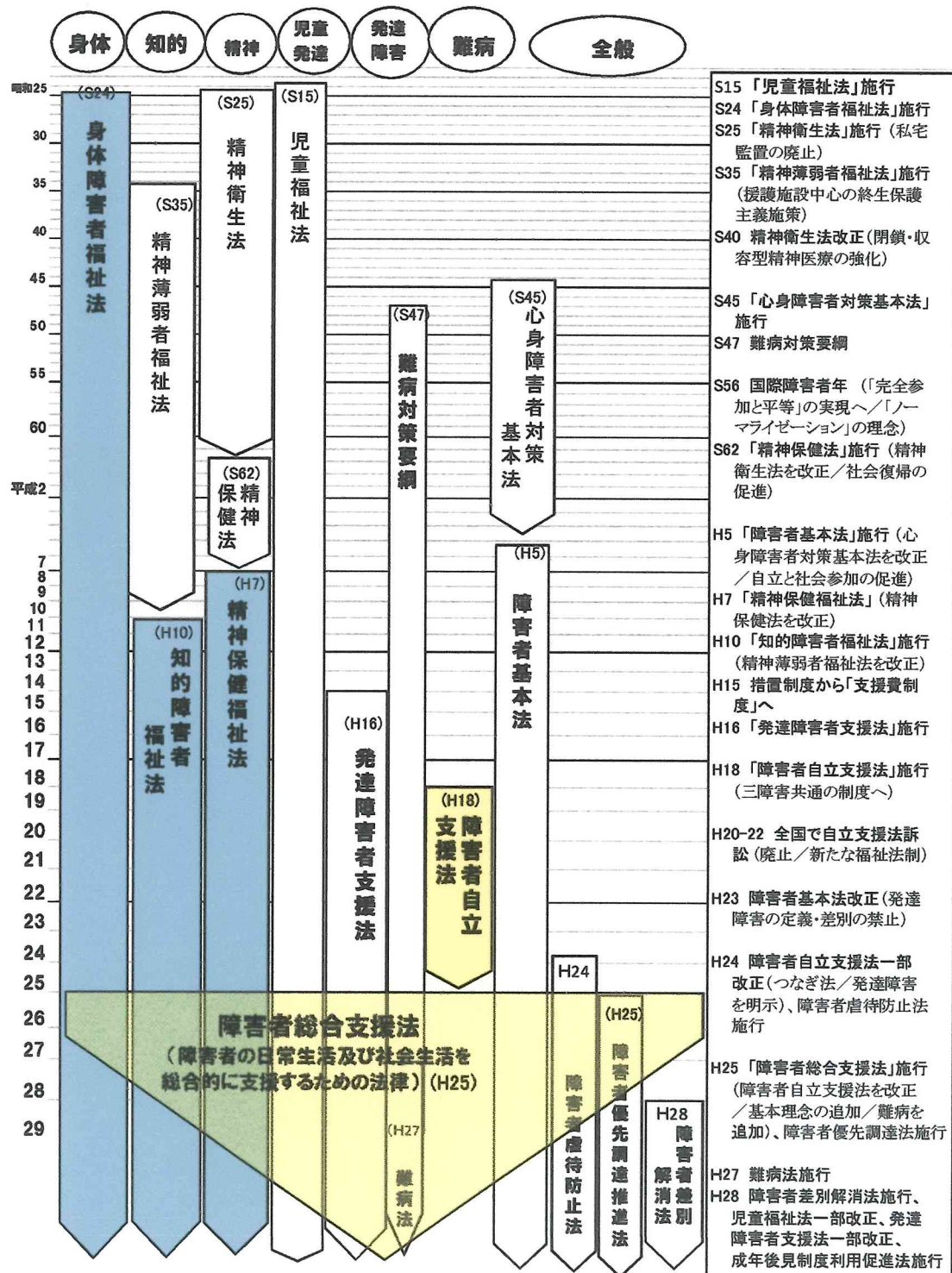
ただし、平成 25 年度に施行された障害者総合福祉法（現 障害者総合支援法）をはじめ法制度の変化や、社会情勢や福祉基盤、障がい者の需要の動向などを考慮して、必要に応じて柔軟な見直しを行うこととします。



第2章 障がい者を取り巻く現状

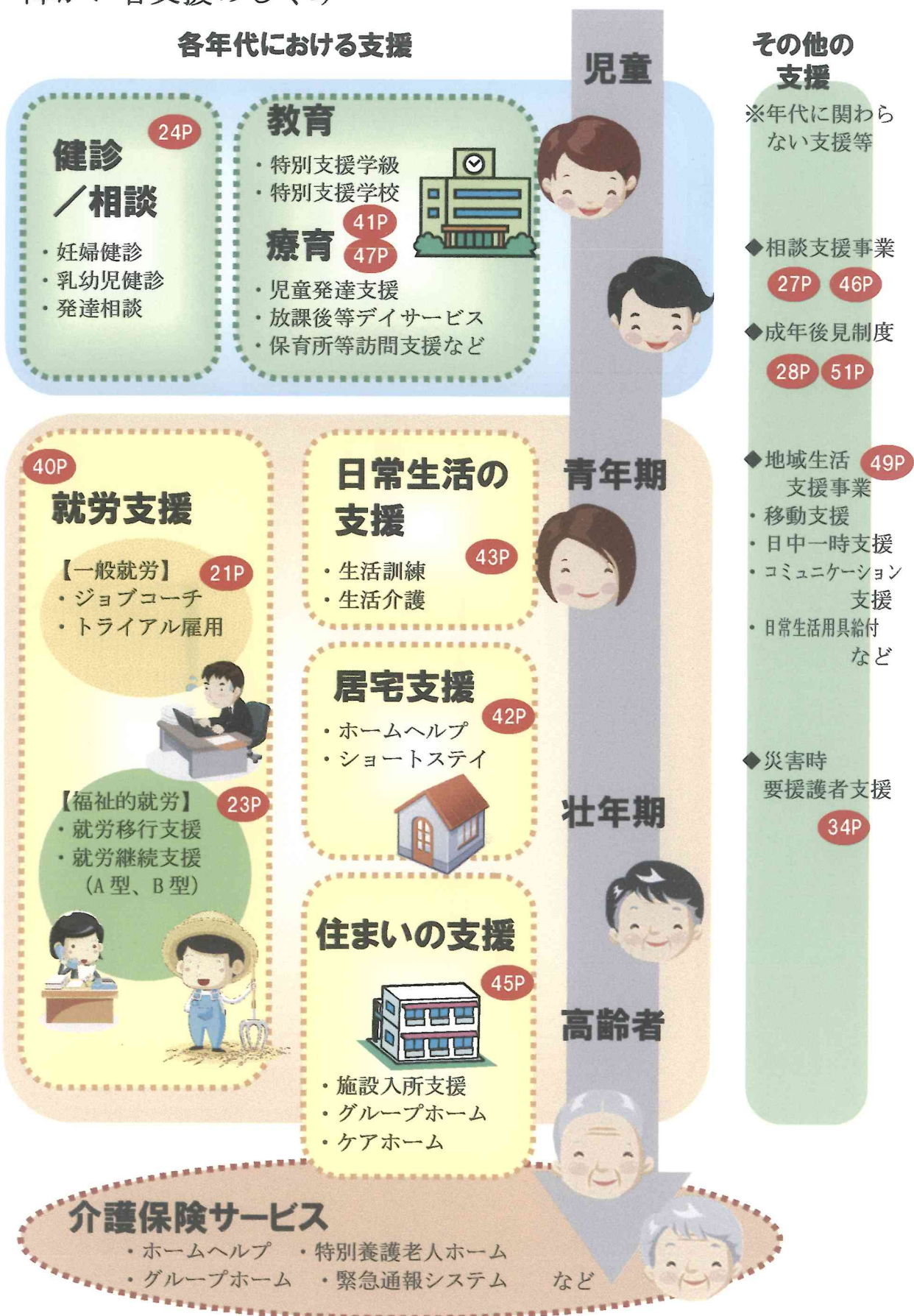
第1節 障がい者福祉の沿革と支援のしくみ

障がい者を支えるしくみは、社会情勢の変動や障がいに対する理解の深化に伴い、法制度を中心として刻々と変化し続けています。町でも、こうした変化に柔軟に対応できるしくみを築いていく必要があります。



障がい者支援のしくみ

各年代における支援



第2節 人口の推移

人口は30年間で23%、約3,300人減少していますが、その反面で高齢化率*は急上昇。障がい者を支える環境は4人に1人の高齢化社会と核家族化*に直面しています。

平成27年に行われた国勢調査では、町の総人口は10,826人となっており、30年前と比べて大きく減少（△3,301人／△23.4%）しています。

年齢別の割合をみると、65歳未満が減少（△5,151人）しているのに対し、65歳以上の高齢者は増加（+1,850人）しており、町民の4人に1人以上が高齢者という典型的な高齢化社会を迎えています。

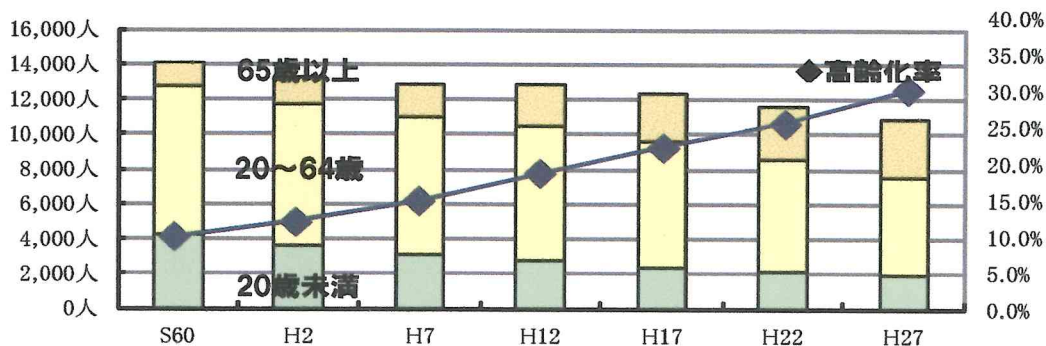
また、1世帯あたりの人数も急激な減少（△1.2人／△32.4%）が続いており、核家族化が進行しています。

◆人口と世帯数の推移（国勢調査）

（単位：人、世帯）

調査年	総数	65歳未満	65歳以上	比率	世帯数	1世帯あたり人数
S60年②	14,127人	12,725人	1,402人	9.9%	3,868世帯	3.7人
H2年	13,265人	11,679人	1,586人	12.0%	3,934世帯	3.4人
H7年	12,881人	10,969人	1,912人	14.8%	4,106世帯	3.1人
H12年	12,809人	10,424人	2,385人	18.6%	4,410世帯	2.9人
H17年	12,352人	9,619人	2,733人	22.1%	4,540世帯	2.7人
H22年	11,545人	8,609人	2,936人	25.4%	4,416世帯	2.6人
H27年①	10,826人	7,574人	3,252人	30.0%	4,363世帯	2.5人
比較①-②	△3,301人	△5,151人	1,850人	—	495世帯	△1.2人

◆年齢区分別人口の推移



- ※) 核家族：夫婦と子、祖父母など多世代からなる世帯に対して、夫婦のみ、或いは夫婦と子のみの世帯を指します。現代の家族形態の中心であるものの、多人数が同居する世帯と比較して家事や育児、介護などの分担が難しくなる傾向があります。
- ※) 高齢化社会：一般的に高齢化率（65歳以上人口÷総人口）が7%以上で「高齢化社会」、14%以上で「高齢社会」、21%以上で「超高齢社会」と分類され、全国で26.6%、上富良野町でも30.0%と「超高齢社会」を迎えています。（いずれもH27国勢調査より）

第3節 障がい者等の状況

人口が減少する中で、手帳保持者数も減少していますが、障がいに対する理解の深まりや、支えるべき「障がい」の定義の広がりにより、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は徐々に増加しています。

1 障がい者手帳所持者数

町の障がい者手帳所持者数は718人、人口の6.6%を占めており、5年前（平成24年）と比べて微減（-18人／△0.3%）しています。身体障がい者手帳所持者が減少していますが、療育手帳、精神障がい者福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

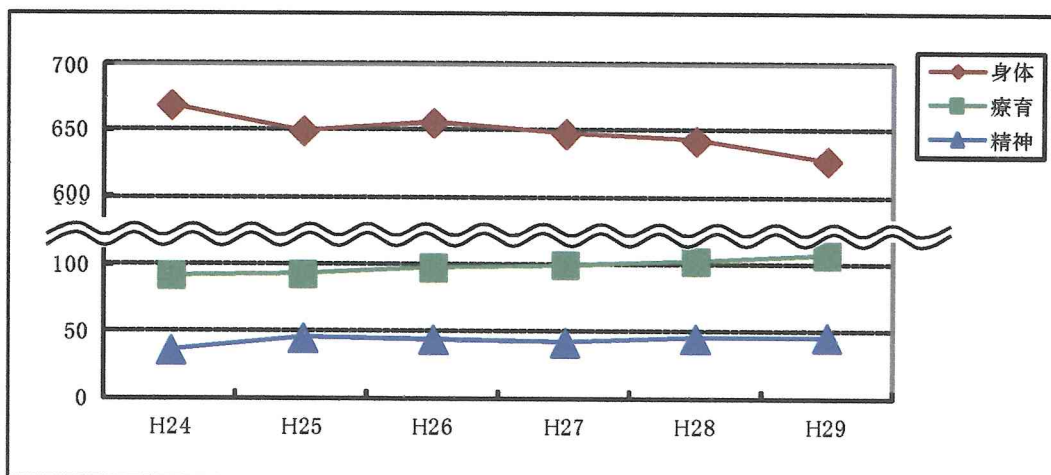
◆手帳交付数の推移（各年4月1日現在）

※下段（ ）は人口比

区 分	H24 ...A	H25	H26	H27	H28	H29 ...B	比較 B-A
身体障がい者手帳	619人 (5.3%)	600人 (5.2%)	606人 (5.3%)	598人 (5.4%)	593人 (5.4%)	578人 (5.3%)	△41人
療育手帳	92人 (0.8%)	93人 (0.8%)	98人 (0.9%)	100人 (0.9%)	103人 (0.9%)	108人 (1.0%)	16人
精神障がい者 保健福祉手帳	36人 (0.3%)	45人 (0.4%)	44人 (0.4%)	42人 (0.4%)	45人 (0.4%)	46人 (0.4%)	10人
合 計	736人 (6.3%)	726人 (6.3%)	734人 (6.5%)	726人 (6.5%)	727人 (6.6%)	718人 (6.6%)	△18人

※町民のほか、居住地特例（*）の適用を受ける町外居住者を含んでいます。

※重複所持者を合わせて1件としているため、「合計」欄は各欄の合計と一致しません。



※）居住地特例：他市町村の入所施設又はグループホーム、ケアホームに入居する場合は、原則として出身市町村が責任を持って障がい者自立支援の給付を行います。

2 身体障害者

身体障がい者手帳所持者数に大きな変動はありませんが、一方では全国・全道平均と比較して、特に内部障がいなど、予防が可能とされる区分において増加が抑制されています。これは特定健診*や栄養指導による町民の健康意識の向上が大きく影響しているものと考えられます。

(1) 身体障がい者手帳所持者数

町民の約 19 人に 1 人にあたる 578 人が手帳の交付を受けており、この 5 年間で僅かに減少していますが、人口に占める割合に大きな変化はありません。

◆身体障害者手帳所持者数の推移 (各年4月1日現在)

(単位：人)

集計区分 / 年度			H24 ①	H25	H26	H27	H28	H29 ②	増減 ②－①	
総 数			619	600	606	598	593	578	△41	△6.6%
男女別	男		295	284	284	269	266	258	△37	△12.5%
	女		324	316	322	329	327	320	△4	△1.2%
主な障害の区分別		視覚障害	30	29	30	30	29	30	－	
		聴覚障害	100	93	91	86	82	81	△19	△19.0%
		平衡機能障害							－	
		音声・言語・そしゃく機能	7	7	7	7	5	5	△2	△28.6%
	不自由 の 肢体	上肢	88	88	87	85	83	80	△8	△9.1%
		下肢	214	208	221	226	224	218	4	1.9%
		体幹	44	45	40	40	42	38	△6	△13.6%
		上肢機能	1	1	1	1	1	1	－	
		移動機能	2	2	2	2	2	2	－	
		心臓機能	61	60	61	60	61	59	△2	△3.3%
	内部障 がい	じん臓機能	35	34	32	28	25	25	△10	△28.6%
		呼吸器機能	11	11	11	11	15	16	5	45.5%
		ぼうこう・直腸機能	24	20	20	18	18	17	△7	△29.2%
		小腸機能	1	1	2	2	3	2	1	100.0%
		免疫機能障害	1	1	1	2	3	3	2	200.0%
		肝臓機能						1	1	
級 別	1 級	137	140	139	130	126	125	△12	△8.8%	
	2 級	96	96	90	94	91	84	△12	△12.5%	
	3 級	123	116	120	115	115	117	△6	△4.9%	
	4 級	132	130	138	141	142	140	8	6.1%	
	5 級	51	47	48	50	52	51	－		
	6 級	80	71	71	68	67	61	△19	△23.8%	
年 代 別	児童（0～17歳）	10	8	8	7	7	4	△6	△60.0%	
	青年期（18～39歳）	19	20	17	19	19	20	1	5.3%	
	壮年期（40～64歳）	128	116	120	112	104	103	△25	△19.5%	
	高齢者（65歳～）	462	456	461	460	463	451	△11	△2.4%	

※) 特定健診：内臓脂肪型肥満に着目した健康診査で、肥満や糖尿病、高血圧症などから起こる血管障害の発症や重症化を予防するための保健指導を行います。

(2) 年代別の推移

身体障がい者手帳を所持する年齢構成では、18歳未満の障がい児が4人(0.7%)、18～39歳の障がい者が20人(3.5%)、40歳～64歳の障がい者が103人(17.8%)、65歳以上の障がい者が451人(78.0%)となっており、手帳所持者のほとんどが40歳以上です(95.8%)。

(3) 特徴的な増減要素

①聴覚障がい者の減少 △19人(△19%)

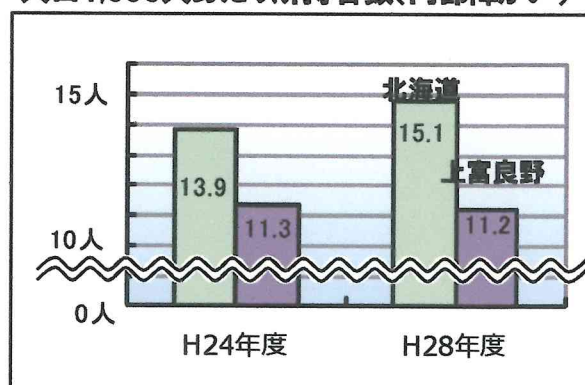
身体障がい者全体でも減少傾向が見られますが(△6.6%)、聴覚障がい者は2割近く減少しています。これは、聴覚障がい者の中で老人性難聴の比率が高まっており、手帳の新規申請に至らないケースが増えていることが要因のひとつと考えられます。

②内部障がいの減少 △9人(△7.5%)

北海道の統計では、心臓・じん臓・直腸機能を主に、内部障がいで10%以上の増加をみせていますが、上富良野町では僅かに減少しています。

心臓など循環器系の疾患が全国的に増加している中、町では健診の促進や健康指導によって患者数や医療費の増加が抑えられています。町民の健康意識の向上と、健診、指導、早期受診、生活習慣改善のサイクルが活かされ、疾患の重症化・障がい化が抑制されているものと考えられます。

人口1,000人あたり所持者数(内部障がい)



3 知的障がい者

早期療育の浸透、福祉教育や福祉施策の充実などにより、知的障がいに対する理解が着実に深まりつつある現在、障がいをより早く発見し、より早く療育*を行う体制を充実する大きな機会です。

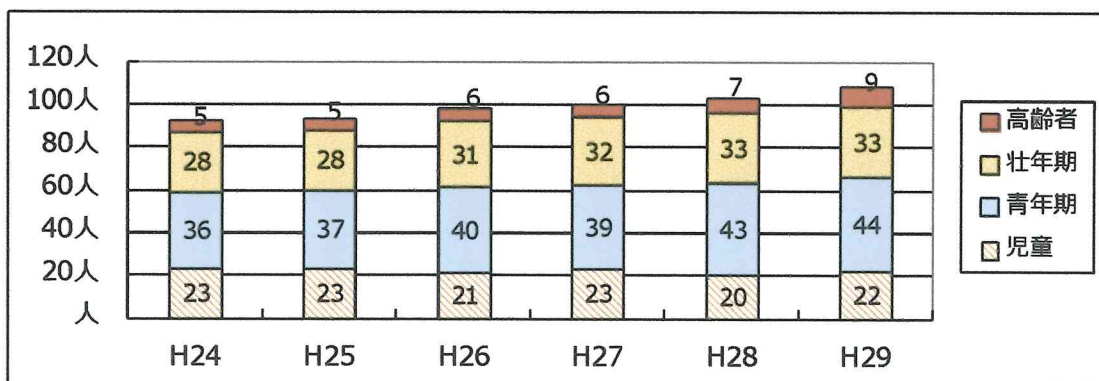
その反面、保護者の高齢化の進行が著しく、早期の社会参加や介護環境の整備が急がれます。

(1) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は平成 29 年 4 月 1 日現在 108 人であり、5 年前と比較して大幅に増加（16 人／17.4%）しており、青年期（18～39 歳）以上の増加が特徴的です。

◆療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

集計区分 / 年度		H24 ①	H25	H26	H27	H28	H29 ②	増減 ②－①	
総 数		92	93	98	100	103	108	16	17.4%
男女別	男	58	60	62	64	65	66	8	13.8%
	女	34	33	36	36	38	42	8	23.5%
区分別	A 判定	30	32	34	34	34	34	4	13.3%
	B 判定	62	61	64	66	69	74	12	19.4%
年代別	児童（0～17歳）	23	23	21	23	20	22	△1	△4.3%
	青年期（18～39歳）	36	37	40	39	43	44	8	22.2%
	壮年期（40～64歳）	28	28	31	32	33	33	5	17.9%
	高齢者（65歳～）	5	5	6	6	7	9	4	80.0%



※）療育：「療」は医療（治療）を、「育」は教育（保育）を意味し、障がい児の生活能力の向上や社会的な自立のために行われる支援全般を指します。

(2) 平均年齢の上昇

手帳所持者の平均年齢は、平成24年からの5年間で2.1歳増加しています。

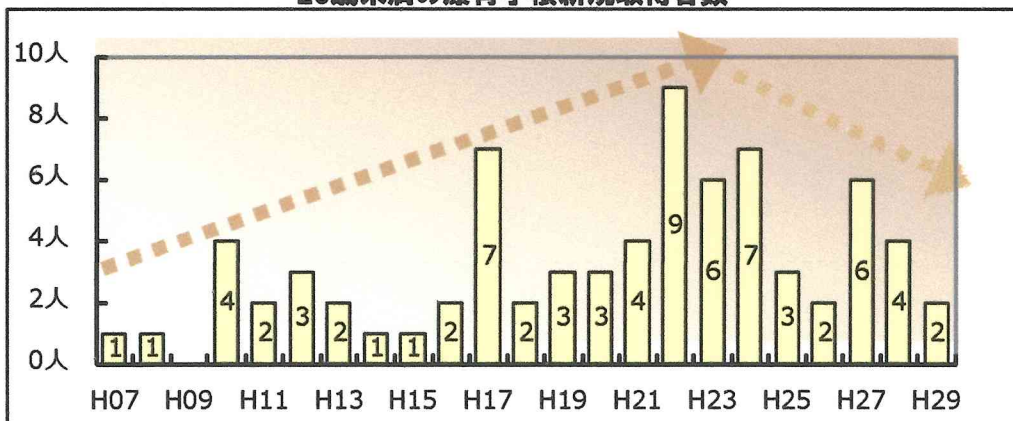
20歳未満の療育手帳新規取得者数は、健診による乳幼児期からの関わりや特別支援教育の浸透などから早期療育への理解が深まり、障がい者の潜在化が深刻であった過去からみると、平成23年度までは上昇傾向にありました。

こうした理解の深まりは、より早く障がいを発見し、より適切な療育環境を提供することで、社会生活に必要な力を身につけるための支援を広げる機会となっていました。しかし、この5年間では人口減少もあり、新規取得者数も減少しています。

◆所持者の平均年齢

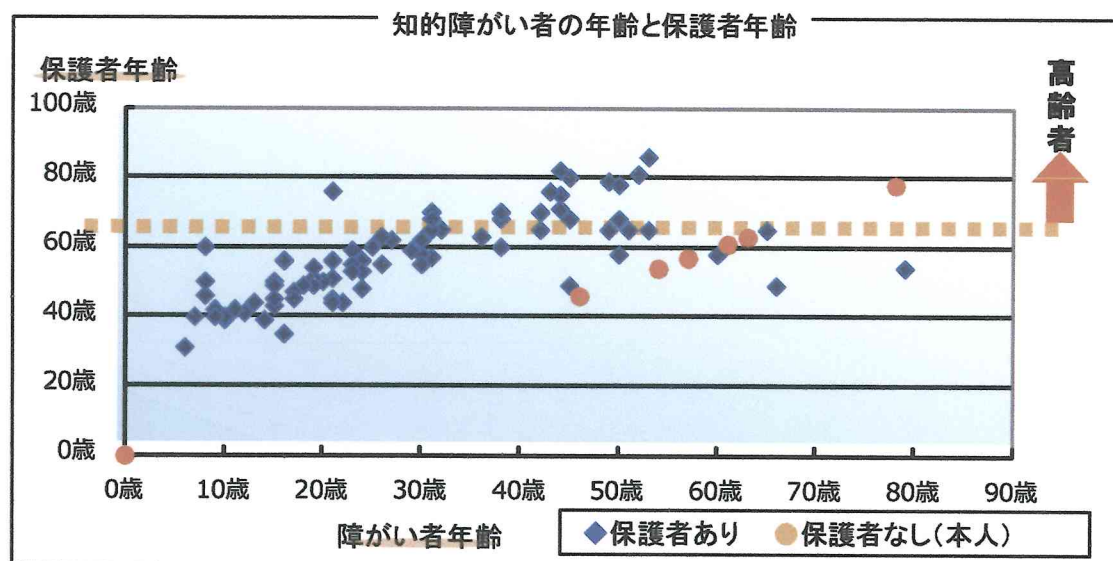
区分		H24		H29	増減
総合		32.6歳		34.7歳	2.1歳
男女別	男	29.9歳	上昇 →	31.9歳	2.0歳
	女	37.1歳		39.3歳	2.2歳
判定 区分別	A判定	37.5歳		39.8歳	2.3歳
	B判定	30.1歳		32.4歳	2.3歳

20歳未満の療育手帳新規取得者数



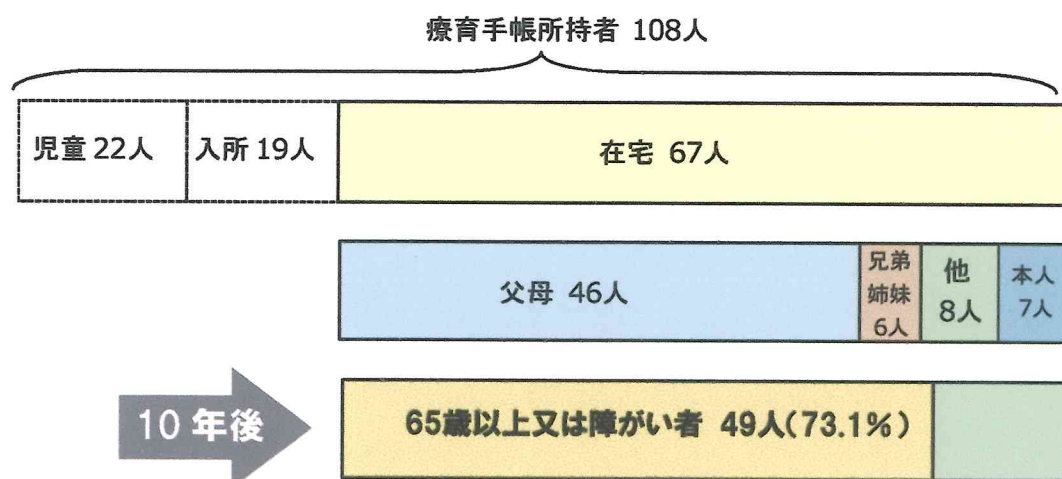
(3) 保護者の高齢化

在宅生活を送っている多くの知的障がい者は、身近な親族が保護者として地域生活を支えています。近年では特に父母の高齢化によって、地域との関わりが希薄なまま突如として介護力を失い、困窮する事例もみられます。



知的障がい者（児童を除く）の約 78%、67 人は在宅で地域生活を送ることができています。しかし 10 年後には、保護者に占める高齢者（又は障がい者）の割合は、73.1%に達し、49 人について介護環境に大きな変化が訪れることが予想されます。

こうした環境の変化を見越し、若年時からの社会参加や福祉サービスの利用を促していく必要があります。



4 精神障がい者

精神障がいに対する理解の浸透や、福祉制度の拡充によって手帳取得者数は増えていますが、発症から医療機関での受診・診断までに相当の年数が経過していることが多く、早期に発見し、早期に対応できる環境づくりが必要です。

(1) 精神保健福祉手帳所持者数・自立支援医療（精神通院医療）※受給者数

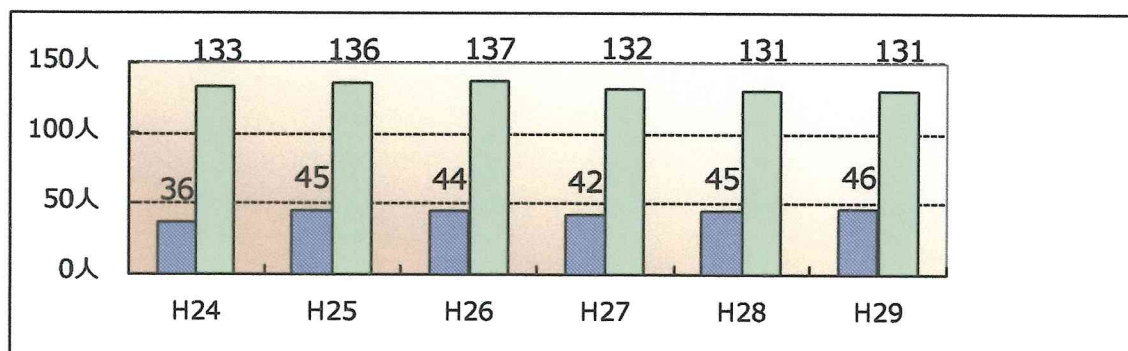
精神保健福祉手帳所持者数は平成 29 年 4 月 1 日現在 46 人であり、5 年前と比較して、3 級が 2 倍近く増加しています。

自立支援医療（精神通院）の受給者数には大きな変動はみられません。

◆精神保健福祉手帳所持者数・自立支援医療（精神通院）受給者数の推移単位：人

集計区分 / 年度		H24 ①	H25	H26	H27	H28	H29 ②	増減 ②-①	
精神保健福祉手帳		36	45	44	42	45	46	10	27.8%
級別	1 級	4	2	2	2	2	2	△2	△50.0%
	2 級	25	32	31	30	29	29	4	16.0%
	3 級	7	11	11	10	14	15	8	114.3%
自立支援医療 （精神通院）受給者		133	136	137	132	131	131	△2	△1.5%

（各年4月1日現在）



※) 精神通院医療：精神疾患の治療のために医療機関へ通院する場合に、医療費の一部を公費で負担する制度です。

(2) 特徴的な増減要素

①統合失調症、うつ病による手帳所持者数の増加

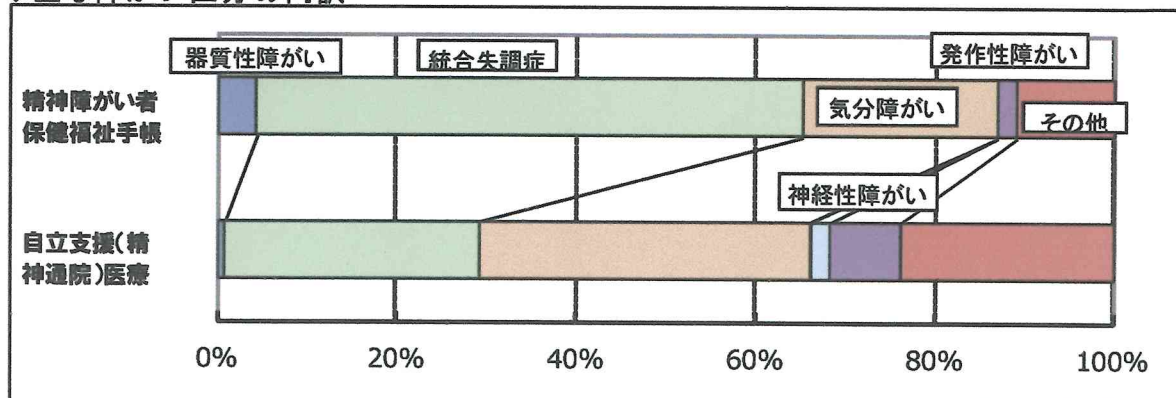
統合失調症とうつ病による手帳取得者の増加は全国的に見られる傾向であり、町内の手帳所持者は青年期（18～39 歳）を中心に同様の傾向が見られます。

◆主障がい別・年代別手帳等所持者数の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

集計区分 / 年度		H24 ①	H25	H26	H27	H28	H29 ②	増減 ②－①	
合 計		36	45	44	42	45	46	10	27.8%
主 な 障 が い の 区 分 別	器質性障がい ※高次脳機能障がい、 認知症 など	3	3	3	2	2	2	△1	皆増
	統合失調症	20	25	26	29	28	28	8	40.0%
	気分障がい ※うつ病、 躁うつ病など	7	10	9	6	8	10	3	42.9%
	その他 ※広汎性発達障がい 強迫性障がいなど	3	5	4	3	5	5	2	皆増
	発作性障がい ※てんかん など	3	2	2	2	2	1	△2	△66.7%
年 代 別	児童（0～17歳）							－	
	青年期（18～39歳）	10	18	18	17	21	20	10	100.0%
	壮年期（40～64歳）	23	22	20	19	17	19	△4	△17.4%
	高齢者（65歳～）	3	5	6	6	7	7	4	133.3%

手帳所持者数と精神通院医療受給者数の疾患別比率をみると、統合失調症と、うつ病などの気分障がいの比率が大きく入れ替わるのがわかります。これは特にうつ病患者の早期受診による回復例が影響しているものと考えられます。

◆主な障がい区分の内訳



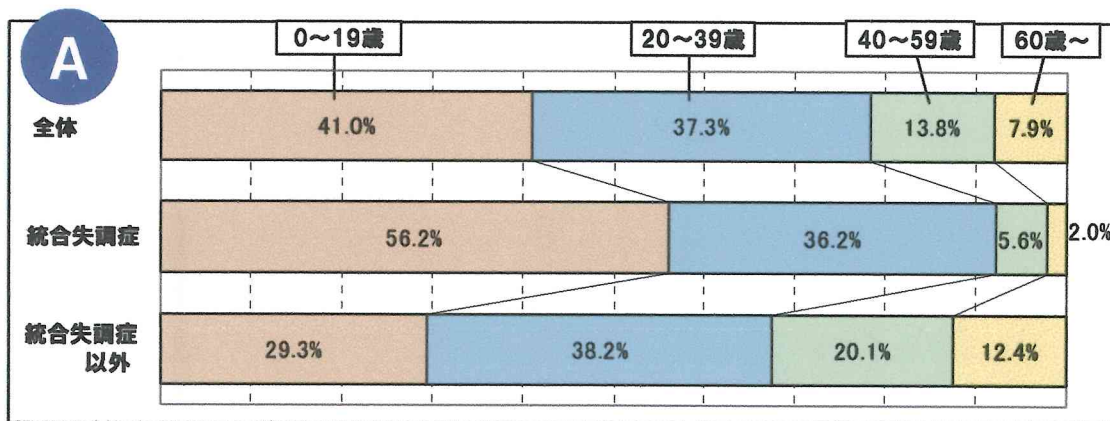
②障がい発生年齢と精神通院医療開始年齢の開き

障害者白書（H24 厚生労働省）によると、精神疾患の発生年齢は若年層が大部分を占め、特に統合失調症では20歳までの発生が半数を超えるとの調査結果が示されています。（**A** 表）

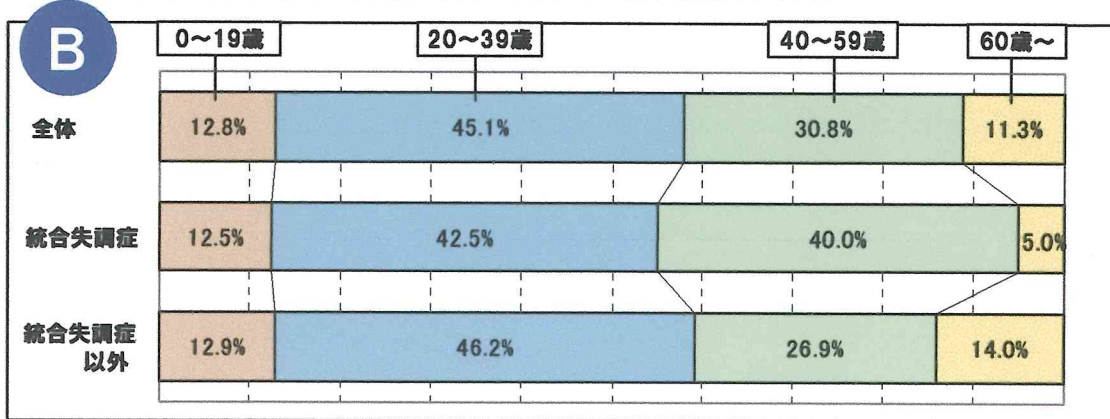
しかし、町民の精神通院医療の給付開始年齢は30歳代以降急増し、特に壮年期（40～59歳）での受給が多くを占めています。（**B** 表）

精神障がいに対する社会的理解が広がり、手帳の取得件数が大幅に伸びている反面、身体障がいや知的障がいと比較して未だ障がいの潜在化が深刻であることが伺えます。

障害発生時の年齢階級（厚生労働省 H24年度版 障害者白書より）



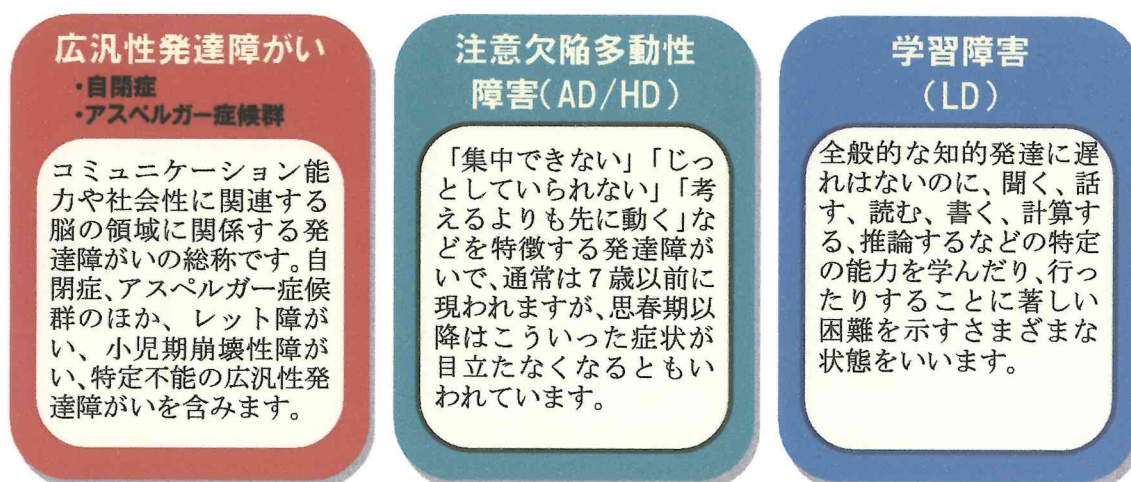
上富良野町民の精神通院医療開始年齢（受給者証初回交付時年齢）



5 発達障がい者

発達障がいは、脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいです。発達障がいがある人は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手で、その行動や態度は「自分勝手な人」「変わった人」と誤解されることも少なくありません。また、外見からの判りづらさなどから、社会生活の困難さに反して長く支援が不足してきました。

平成 17 年に発達障害者支援法が施行されてから 10 年が経ち、発達障がいのある人の支援を一層充実させるため、平成 28 年に改正発達障害者支援法が施行されました。乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援を行うことが重要であると規定されています。発達障がい者については、従前から精神障がい者に含まれるものとして、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等給付の対象となっています。



6 高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいは、交通事故など外傷性の脳損傷や、脳梗塞など脳血管疾患の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどが生じるもので、一見して目立たず、症状も千差万別であることから、医療や福祉制度の狭間となって長く支援体制が不足してきました。

医療の発達により、脳外傷を受けても存命する可能性が増しており、高次脳機能障がい者も増加することが予想されます。

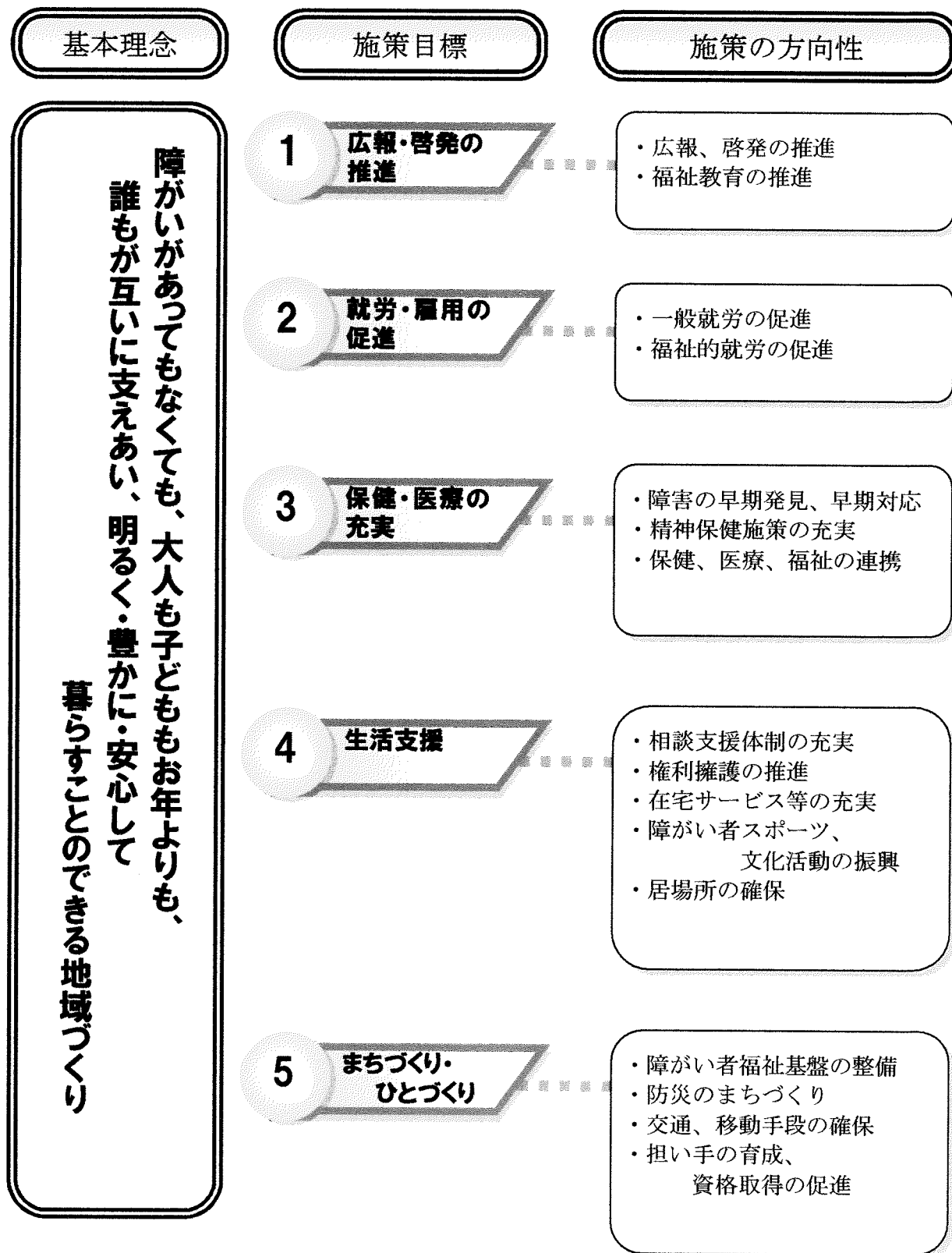
現在、町民の高次脳機能障がい者の正確な把握はできませんが、医療機関で診断を受け、障がい者手帳の取得や障がい者自立支援事業を利用している方が増えてきています。

7 難病について

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病が加わり、障がい福祉サービス・相談支援等の対象となりました。

第3章 障害者計画

計画の基本体系



第1節 広報・啓発の推進

障がいのある人もない人も互いに尊重しあい、支えあって暮らしていける社会の形成は、「障がいを知る」ことから始まります。

障がいのない人は「障がい」と「障がい者」を知ること、そして障がいのある人は、地域社会に積極的に関わっていくことで、町民すべてが障がいの有無に関わらず「等しく、あたりまえに」安心して暮らしていける社会の実現(「ノーマライゼーション」の理念*)を目指します。

1 広報・啓発の推進

【現状と課題】

- ◇障がい者を取り巻く環境の変化により、かつて差別や隔離の対象であった「障がい」への認識も、「尊重し支えあう」対象へと大きな変貌を遂げています。
- ◇しかし障がいのない人にとって「障がい者」が未知の隣人であるうちは、拒絶や偏見など負の感情へと結びつくことが少なくありません。
- ◇地域社会に長く関わっていても、障がい者と接したことがない人は少なくありません。また、限られたコミュニティの中で健常者と触れることなく過ごす障がい者も少なくないのが現状です。
- ◇障がいのある人もない人も互いに理解を進められるよう、直接的な交流機会の提供や、十分な情報を共有できる仕組みづくりが必要です。

【施策の方向性】

1 関係機関と連携した啓発の推進

- ◇町、社会福祉協議会、障害者団体、ボランティア団体と連携し、広報誌をはじめ、多様な広報媒体を用いて啓発を促進します。

※) ノーマライゼーション：欧州発祥の共生社会の実現を目指す理念であり、国連での採択などを経て、日本国内でも昭和 50 年代から盛んに提唱され、普及・啓発が進んでいます。

2

さまざまな広報媒体の活用

- ◇障がい者やその家族をはじめ、支援者や地域住民が、制度や障がい者に対する理解を深められるよう、ホームページの内容を充実します。
- ◇知的障がいなどにより必要な情報の選択が困難な方が情報過疎に陥らないよう、情報を選択して（絞って）能動的に提供できる仕組みを検討します。
- ◇障がい者福祉関係の書籍やビデオのライブラリを充実することで、誰もが学びやすい環境づくりを推進します。

3

障がい者関係団体による啓発・交流活動の支援

- ◇障がいや障がい者をより身近に感じ、理解を深めることができるよう、啓発やイベント活動を行う団体に対して、町や各種団体が積極的に支援できる体制を整えます。

4

共生事業の推進

- ◇共生社会（障がいのある人もない人も、互いを尊重しあって地域で生き生きと暮らせる社会）実現の段階として、障がい者と地域住民、高齢者、児童などが交流し、解り合うためのふれあい事業に、行政や地域が積極的に関わり、支援する仕組みづくりを推進します。

2 福祉教育の推進

【現状と課題】

- ◇各小中学校の総合的な学習の中で、社会福祉に対する理解を深め、見学や体験を通じて障がいについて考える取り組みが進められています。
- ◇福祉教育は一過性のものではなく、成長過程に限らずあらゆる段階において進められる必要があります。学校卒業後も、いつでも学び、体験やボランティアなどに関わることができる体制が理想的です。
- ◇障がい者と共に社会を支える大人と福祉教育を受けた子どもとの間に、障がいに関わる認識の差が生じることのないよう、すべての大人が福祉教育の模範となれるよう、意識することが重要です。

【施策の方向性】

1 学校教育における福祉教育の推進

- ◇子どもの頃から障がい者と接し、障がいを理解し、特別ではない個人として自然に受け入れられる心を育てるため、引き続き福祉教育を推進すると共に、学習に必要な体験やボランティアの場の確保などに、行政や社会福祉協議会、地域が積極的に関わります。

2 地域や職場での意識向上

- ◇大人の誰もが、家庭や地域社会で福祉教育の担い手となれるよう、町の出前講座の充実をはじめ、講演や研修の場を設けることにより、地域や職場での学習やボランティアへの参加を促進します。

3 職員の意識向上

- ◇職員研修の充実などにより、さまざまな場面で施策に関わる町職員の障がいに対する意識を向上し、社会福祉の理念を意識した企画立案・実施を心がけ、行政サービス水準の向上に努めます。

第2節 就労・雇用の促進

意欲にあふれる障がい者の「はたらく力」を発揮する場所がないことは、町にとって大きな損失です。それぞれの持つ力や特長にあわせた就労を支援できるよう、障がいに対する理解を促し、障がい者の就労支援を進めます。

障がいのある人もない人も同じく、社会を構成する重要な労働力であるとして、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」などに基づいて、障がい者の就労（雇用）支援や、企業に対する一定数の障がい者雇用の義務化[※]などの施策がすすめられています。

一方、町では障がい者雇用の義務化対象企業が少なく、都市部のような雇用機会には恵まれていません。身近にある社会資源、福祉資源を見直すと共に障がい者雇用に対する理解を促すことで、障がい者であっても「生まれ育ったまち」「住みたいまち」でいつまでも暮らせるまちづくりを目指します。

1 一般就労の促進

【現状と課題】

- ◇経済的自立、社会参加の観点からも、障がい者が自らの適性や能力に応じて選択した企業などで、労働者として雇用契約を結び、適切な給与を受け取る「一般就労」を推進しています。
- ◇障がい者の就労は、ハローワークなど就業支援機関を利用するか、就労能力を高めるための「就労移行支援事業（p.40 参照）」などを通じて行う方法が一般的です。しかし、平成29年度末現在、町内に就労移行支援事業所はありません。一般就労の意向と能力を有する障害者は、町外に雇用を求めたり、就労継続支援（p.43 参照）による訓練、支援を受けながら就労の機会を待っていたりするのが現状です。
- ◇また、都市部と異なり、一定規模を有する企業や事業者の数は限られており、障害者の就労が浸透していない現状から、雇用を敬遠する、ためらう企業も少なくありません。
- ◇就労の機会を逸することで、就労の意欲を損なったり、経済的自立や社会参画のきっかけを失ったりすることがないように、就労に繋がる最善の支援を提供できる体制が必要です。

※）いわゆる「障害者雇用促進法」によって、一定の従業員数を越える法人については法定率（一般的な民間企業2.2%、市町村で2.5%など（平成30年4月～））以上の障がい者雇用が義務付けられており、これを満たさない企業には納付金が課せられる場合があります。

【施策の方向性】

1 障がい者就労支援制度の利用促進

◇現在、「トライアル雇用」「ジョブコーチ」など障害者の就労を支援する制度は多岐にわたっています。これらの支援制度の円滑な利用を促し、障がい者が自分の適性に応じた仕事を自ら選択できるよう支援します。

支援の種類	内 容
トライアル雇用	3ヵ月のトライアル期間内に、雇用主や障がい者の不安を解消しつつ、雇用のきっかけをつくります
ジョブコーチ	ジョブコーチが直接職場へ赴き、障がい者と職場環境、上司や同僚との調整まで細かに支援を行います
ステップアップ雇用	一定の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常時雇用を目指します

◇しかし、障がい者の一般就労を支援する機関は、旭川市などに集中しています。支援機関との距離が障がい者就労の妨げとならないよう、距離的な負担を軽減する方策を検討します。

2 雇用先の開拓

◇富良野圏域の企業を対象とした説明会の開催などにより、障がい者就労に関する啓発を積極的に行うとともに、既存の雇用促進施策と連携し、企業の障がい者雇用意欲を促進する制度を検討します。

◇就労経験者の再チャレンジだけでなく、高等学校や高等養護学校を卒業した障がい児の就職先としても、就労支援センター等の関係機関と連携し、受け入れ企業の開拓を推進します。

3 庁内雇用の促進

◇就労の場の確保と、障がい者雇用に対する理解と信頼を深めるため、町として多分野での障がい者雇用を促進すると共に、労務作業などの外部委託と障がい者雇用を結びつけるシステムを検討します。

2 福祉的就労の促進

【現状と課題】

- ◇就労継続支援を中心とした福祉的就労*に関しては、これまで富良野沿線を中心に町外施設へその供給を求めてきましたが、平成22年4月と平成25年10月に1か所ずつ、町内事業所が立ち上がり、町内で就労継続支援B型事業の提供が可能となりました。現在まで多くの利用により、閉じこもりの解消や一般就労への移行に繋がっています。
- ◇町内において就労継続支援A型事業（p.43参照）が平成25年7月に開設しました。より一般雇用の形態に近い「雇用契約に基づく福祉的就労」の利用者が徐々に増えてきています。
- ◇また、障がい者それぞれの個性に合わせた福祉就労のメニューを提供するため、多岐にわたり、年間を通じ安定した作業の確保が課題となっています。

【施策の方向性】

1 就労継続支援事業の利用促進

- ◇一般就労につくことが困難な障がい者等の生活の安定と労働意欲の助長に向けて、就労継続支援A型・B型事業所を福祉的就労の中心としてその利用を促進することにより、障がいの経済的安定や閉じこもりの解消を図ります。
- ◇一般就労を目指す障がい者等の一般社会への適応訓練を行う就労移行事業所など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所の利用推進施策を検討します。

2 安定的な就業・作業メニューの確保

- ◇物品の購入や労務作業など公共サービスの一部について、優先的・積極的に障がい者支援サービス事業所へ委託、発注できる体系を整えます。
- ◇障がい福祉サービス事業所による事業開拓には、制度周知など行政が積極的に支援を進めます。

※）福祉的就労：雇用契約に基づき労働力を提供する「一般就労」が困難な障がい者が、福祉的な支援を受けられる環境下で仕事（作業や就業訓練）を行います。

第3節 保健・医療の充実

「早期発見・早期治療」は、先天的か後天的かを問わず多くの障がい者に有効な対応です。町の健康推進の柱である「健康かみふらの21」に基づいて行う健康推進策により、障がいの原因となる疾病の予防・改善や精神保健の充実を図ります。

1 障がいの早期発見、早期対応

- ◇生活習慣に基づく疾病や統合失調症、うつ病などの精神疾患は、発見と治療が早期であるほど抑制・改善が期待できます。また、知的障がいや発達障がいについても、早期に気づき、適切な療育を行うことなどにより、それぞれの能力を引き出し、伸ばすことが充分可能です。
- ◇国内で年間2万人を超える自殺者の多くが、事前に何らかのサインを発しているといわれています。それに気づき、見守り、専門機関に繋ぐ「ゲートキーパー」の育成が必要です。

【施策の方向性】

1 健康かみふらの21の推進

- ◇知的障がい者や精神障がい者など、自ら健康管理が困難な障がい者については、情報提供や訪問、声かけ等により、健康かみふらの21に基づく成人保健に円滑に繋げる取り組みを進めます。

2 学校や保護者、企業等からの相談体制の充実

- ◇自立支援協議会などを活用した学校や児童福祉関連機関との情報共有を体系化すると共に、保護者が児童に関する心配事などを気軽に相談できる体制を維持し、早期に子どもの様子に気づける環境を整えます。
- ◇企業のメンタルヘルス意識を高め、抑うつ症状などに早期に気づき、医療に繋げる環境を整えます。

3 ゲートキーパーの育成、活用

- ◇平成23年度より、自殺対策の普及啓発活動の一環としてゲートキーパーの養成講座を行っています。現在、町民約30人が講座を修了し、周囲の変化や自殺のサインに気づき、見守る活動に取り組んでおり、今後も養成と活動の活発化を目指します。

2 精神保健施策の充実

【現状と課題】

- ◇障がいの有無に関わらず、地域でいきいきと生活するには心の健康が不可欠です。町や保健所では、自殺予防のための事業をはじめ、ストレスや抑うつ症状などに悩む方からの相談を受け、必要に応じて医療へつなげる取り組みなどを進めています。
- ◇また、精神医療が発展を見せる一方で、自身の心の変化に気づいても、精神科、心療内科などの受診をためらう方は未だ少なくありません。
- ◇さらに、近年の複雑な社会構造や生活スタイルの変化などによって、精神疾患によって苦しむ人の訴えやその背景も、複雑・困難なケースが増えています。

【施策の方向性】

1 精神保健に関する制度・相談窓口の周知

- ◇自分自身や周囲の人の症状や変化に気づいたときなど、気軽に相談できる窓口体制を整備・周知して、傾聴*や精神保健に関する情報提供を充分にできる仕組みを整えます。

2 精神障がいに対する住民理解の向上

- ◇精神疾患に苦しむ人が自身の疾患と向き合い、適切な治療に臨むためには周囲の理解は欠かせません。昨今の障がい者全般に関わる社会的理解の深まりとあわせ、精神障がいが「気の持ちよう」といった精神論ではなく、「脳」という臓器の状態によって様々な症状を引き起こす「疾患」であるという理解を広げ、差別や偏見、誤解をなくす取り組みを進めます。

※) 傾聴：相手が伝えたい話に対し、真摯に共感を持って受容することで相手を深く理解するためのコミュニケーション技術の一つで、ボランティア活動でも広がりを見せています。

3 保健、医療、福祉の連携

障がい者を取り巻く社会福祉制度として、保健制度、医療制度、福祉制度がそれぞれ有効な支援施策を提供していますが、制度内容は千差万別であり、正しい知識と連携によらなければ十分な活用は望めません。

それぞれの制度を実施する機関が連携して、障がい者の誰もが等しく支援を受けられる仕組みを整える必要があります。

【現状と課題】

- ◇健康診査や健康指導、更生医療や精神医療、障害福祉サービスなどは、根拠となる法令や実施機関が異なる上、医療技術や制度の成熟により日々刻々と変化し続けています。
- ◇利用者はもちろん、それぞれの実施者間でも互いの制度理解は容易ではなく、連携が欠けると最善の支援が提供できない恐れがあります。

【施策の方向性】

1 相互の制度理解

- ◇それぞれの異なる制度について情報交換の機会を設けるなど、連携に必要な水準まで理解を深め、連携不足による支援の欠落や不足を生じさせない体制を整えます。

2 自立支援協議会を活用したネットワークの推進

- ◇迅速かつ的確なサービスを提供するため、自立支援協議会を活用して各機関が連携し、情報を共有しながら障害者を支えるネットワークを構築します。
- ◇疾病の発見、治療、自立支援、リハビリ、健康管理など、同時に多方面から効果的な支援が行えるよう、自立支援協議会等を活用して十分な情報をもって個々の支援計画を作成し、サービスを提供します。

第4節 生活支援

1 相談支援体制の充実

障がい者の自立と地域生活は、基盤となる日常生活の安定と充実が欠かせません。都市部とは異なり、限られた社会資源を最大限に活かし、個々の多様な需要に対応できるよう、生涯を通じて切れ目ない相談・支援体制をつくりま
す。

【現状と課題】

- ◇町では、平成23年9月から専門職員を配置し、障がい者やその家族からの相談対応や、支援計画（ケアプラン）の作成に携わっています。
- ◇そのほか、富良野圏域5市町村の共同により、富良野地域生活支援センターへ相談支援事業などを委託し、電話や面談、訪問により相談や支援に対応しています。
- ◇また、平成24年4月の法改正により、障害者一人ひとりのケアプランの作成を行い、平成25年度からは地域の相談支援の拠点として「基幹相談支援センター」を設置しています。

【施策の方向性】

1 指定特定相談支援事業所の設置

- ◇平成24年4月の障害者自立支援法改正により、障がい福祉サービス提供を行う前提として、特定相談支援事業所によるケアプランの作成が義務付けられました（H26年度まで経過措置）。町ではこの特定相談支援事業所を直営により運営し、より密接な障がい者との関わりを基にケアプランを作成し、支援の充実を進めます。

2 障害者自立支援協議会の充実

- ◇現在、富良野圏域5市町村で「富良野地域自立支援協議会」を設置していますが、地域課題の抽出や個別案件に迅速に対応するために、平成27年4月から地域部会を設置し、引き続き地域課題の解決に努めます。
- ◇サービス利用計画の評価、権利擁護、地域移行など様々な分野において適正な判断ができるよう個別の部会を設置し、それぞれ判断、対応能力の向上に努めます。

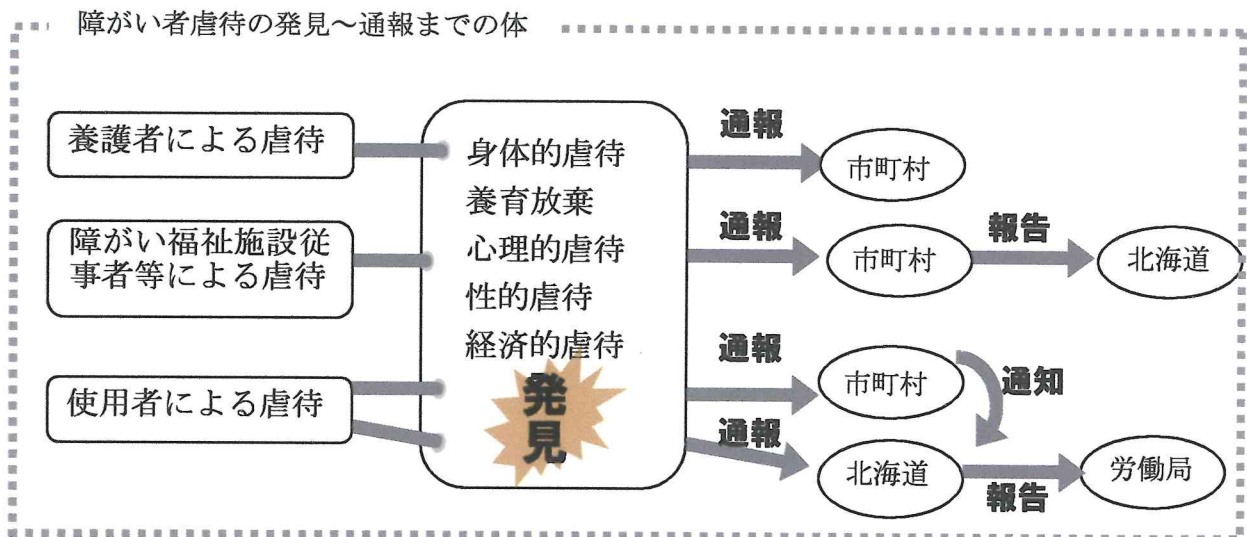
2 権利擁護の推進

さまざまな制度を活用し、障がい者が虐待によって人権を侵害されたり、判断力の不足によって財産を失ったりすることがないように、権利擁護の取り組みを進めます。

【現状と課題】

- ◇平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」が施行されました。町では「障害者虐待防止センター」を設置し、虐待に関する通報や措置への対応を進めていますが、その一方で発見が困難な経済的虐待への対応が大きな課題となっています。
- ◇平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、町では対応要領を作成し、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止や、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった時には、負担が過重でない範囲で対応する「合理的配慮の提供」の周知・対応の徹底に努めています。
- ◇また、障がい者の中でも特に、知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者等の判断能力が充分でない人は、日常生活、とりわけ経済面で権利を侵害されやすい傾向にあります。
- ◇このため、町では判断力が不十分な人に代わって財産の管理や意思決定を補助する制度である「成年後見制度」の活用を支援しています。しかし、裁判所の審判を伴う複雑な制度内容や、後見人の担い手となる市民後見人の育成が遅れていることなどから、需要に対してごくわずかな利用にとどまっています。

サポートの種類		対象となる方	できること（代理権の範囲）
後見人制度	後見人	判断の能力が欠けている方	財産に関する全ての法律行為
	保佐人	判断能力が著しく不十分な方	家庭裁判所が定めるもの
	補助人	判断能力が不十分な方	家庭裁判所が定めるもの



【施策の方向性】

1 成年後見制度利用支援事業の実施

◇制度内容の十分な周知に努めると共に、申請の手間や利用時の経済的負担などにより制度の利用が敬遠されることのないよう、「成年後見制度利用支援事業」にさらに検討を加え、有効に活用できるよう見直しを図ります。

2 市民後見、法人後見の担い手育成

◇成年後見の利用に欠かすことのできない市民後見*、法人後見など制度の担い手の育成に努めます。後見に関わる NPO 法人の運営の安定化や、社会福祉法人による事業の展開を支援できる体制を整備します。

3 障がい者虐待防止センターの運営

◇平成 24 年 10 月に「上富良野町障害者虐待防止事業実施要綱」の施行と共に設立した障がい者虐待防止センターの適正な運営を推進します。
◇対応する職員の資質向上に努め、様々な状況に対し専門的な対応が可能な体制を整えます。

4 日常生活自立支援事業の推進

◇北海道社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業※」の利用を促進します。

◇担い手の育成を含め、成年後見制度の利用には至らない軽易な支援を要する障がい者の需要を適切に把握し、日常生活自立支援事業の利用につなげるよう、障がい者支援として位置づけし、体系化します。

※) 市民後見(人)：成年後見制度の利用予定(対象)者数は膨大であり、弁護士などの職業後見人ではカバーしきれないため、研修等により知識と技術を身につけた市民(第三者)後見人の育成が進められています。

※) 日常生活自立支援事業：社会福祉協議会が全国的に展開する、福祉サービスの利用(契約等)や、日常の金銭管理によって、生活の安定を図ることを目的とした事業であり、上富良野町社会福祉協議会もその窓口となって支援を行っています。

障がい者の地域移行の促進などにより在宅サービスは日々充実してきています。同時に、多岐にわたる在宅サービスの「制度の狭間」によって誰ひとり地域生活を妨げられることがないよう、横断的な支援体制を整えます。

【現状と課題】

- ◇国の方針などにより、障がい者の地域移行が促進され、障がい者が住みなれた地域で、可能な限り自立した生活が送れるよう、様々な制度が整備されてきました。
- ◇障がい者自立支援事業での居宅サービス（ホームヘルパー）、高齢者等在宅介護サービス事業、地域生活支援事業などで在宅生活を支える仕組みがつくられています。法制度など支援の根拠が異なるサービス間だけでなく、同種のサービス内でも、いわゆる「制度の狭間」によって合理的かつ効果的なサービスが提供されない（されづらい）場合があります。
- ◇これによる在宅生活、地域生活の破綻が起こらないよう、それぞれの制度を横断的に、柔軟にまとめ、隙間を埋める仕組みを構築しなければなりません。

【施策の方向性】

1 在宅福祉サービス内容の周知

- ◇各種福祉サービスの適切な利用を促すため、町広報誌や町ホームページでの周知をはじめ、障がい者手帳の交付など窓口での手続き時や行政サービス利用時に情報提供ができる仕組みを整えます。

2 各施策との連携

- ◇障がい者を支える環境は、障がい者自立支援をはじめ、高齢者支援、医療、社会福祉事業など制度を異にする様々な仕組みによって成り立っています。自立支援協議会の適切な運営により、各機関との連携をさらに進めます。

3 民間福祉サービス等の利用促進

- ◇障がい福祉サービスのほか、予約型乗り合いタクシーなどの行政サービス、社会福祉協議会による社会福祉事業や民間事業者による宅配サービスなど、在宅生活を支える様々なサービスを把握し、自立性、利便性を高めることができるよう、利用促進や情報提供に努めます。

障がい者の文化活動やスポーツへの参加によって社会参加を促進するとともに、健康増進や有意義な余暇に資するため、指導・実施環境を整えます。

【現状と課題】

- ◇現在、障がい者スポーツは、パラリンピックなどでの障がい者アスリートの活躍によって徐々に注目が集まっていますが、町では指導体制や競技環境の不足などから、障がい者自身がスポーツに参加する機会はごく限られたものとなっています。
- ◇競技スポーツのほか、障がい者の健康増進、閉じこもり防止、社会参加の推進などの面から、エクササイズなど軽スポーツに気軽に参加できる環境が望まれます。
- ◇文化活動については、障がい者支援施設で創作活動などに取り組んでいますが、文化的素養を高めるための教室や、成果を発表できる場は限られたものとなっています。

【施策の方向性】

1 障がい者スポーツ教室・大会の開催

- ◇障がい者スポーツ教室を開催し、障がい者の健康増進、競技者の育成、障がい者がスポーツに関わるきっかけづくりを進めます。
- ◇スポーツ大会の開催などにより、障がい者スポーツへの関心を高めてもらうとともに、障がいを持たない人との交流の材料とすることで、障がいへの理解の促進と地域社会との交流を図ります。

2 障がい者スポーツ指導者の育成

- ◇障がい者のスポーツ参加の機運が一過性のものとならないよう、(財)障がい者スポーツ協会による障がい者スポーツ指導者資格の取得など、指導体制の整備を含めた環境の整備を行います。

3 文化活動の推進

- ◇障がい者の文化活動への関わりを促進するため、各種教室等の開催支援や、作品展などの発表を支援します。また、総合文化祭など町内文化事業に気軽に関われるような環境を整えます。

5 居場所の確保

【現状と課題】

- ◇障がい者自立支援サービスにより、生活介護や就労支援により、日中活動の幅は広がりを見せています。また、富良野圏域 5 市町村の共同委託による地域活動支援センター事業により、創作活動や生産活動を通じた社会交流の促進も図られています。
- ◇しかし、未だ自宅に閉じこもりがちな障がい者も多く、他人とのふれ合いや情報が取得でき、誰もが気軽に訪れることのできる地域共生サロンが整備されました。

【施策の方向性】

1 地域活動支援センターの利用促進

- ◇日中活動の場として、さらに社会交流や不安解消のきっかけとして利用できるよう、相談支援事業を併設する地域活動支援センター（富良野市／5 市町村共同委託）の利用を促進します。

2 地域活動ができるサロンの利用促進

- ◇町内において、地域の高齢者や障がい者、子どもたちが互いに交流ができ、気軽に集える地域共生サロンが平成 27 年 4 月に町内に整備され、イベントやサークル活動、会議等に利用されていますが、更なる利用拡大に向けて推進します。

第5節 まちづくり・ひとづくり

障がいのある人もない人も同じく、安心して充実した地域生活を送れるよう、生涯を通じて切れ目のない相談体制、支援体制を整えていかなければなりません。

また、都市部と異なり限られた社会資源の中、個々の多様な需要に対応できるよう、柔軟な生活支援体制が求められています。

1 障がい者福祉基盤の整備

【現状と課題】

- ◇現在、町内では5か所の事業所で障がい者自立支援サービスが提供されており、町民119人（H30年3月現在／障がい者45人、障がい児74人）のほか、近隣自治体の住民も多く利用しています。
- ◇しかし、施設入所支援や就労移行支援など実施事業所がないために町内で提供できないサービスや、グループホームなど、町内で供給が不足しているサービスについては、富良野圏域や上川管内をはじめ、道内全域に利用者が分散し、多くの町民が住み慣れた地域を離れて生活していたり、長距離の通所に大きな負担を抱えていたりする現状です。

【施策の方向性】

1 新規障がい福祉サービス事業所設置に対する支援

- ◇民間団体等による障がい福祉サービス事業所設置の計画に対しては、障がい福祉計画に定める各種サービスの需要見込みや、障がい福祉基盤の整備状況を考慮し、用地の確保や初期費用の助成などの支援方針を定め、障がい福祉基盤の整備が円滑に進むよう努めます。

2 障がい福祉サービス事業所設置助成制度の充実

- ◇障がい福祉サービス事業所の新規設置費用助成制度（改修費、備品費、賃借料）を見直し、より有効で利用しやすい制度となるよう、充実を図ります。

2 防災のまちづくり

【現状と課題】

- ◇多くの尊い命が犠牲となった十勝岳噴火災害*の被害を教訓に、防災のまちとして「上富良野町地域防災計画」に基づいた防災、避難体制が整えられています。
- ◇しかし、高齢者や障がい者など、災害時に支援を要する「要援護者」について、具体的な支援計画はありませんでしたが、平成24年度から、個々の身体状況や介護環境に応じた避難計画の作成が地域防災組織を中心に活発化しています。

【施策の方向性】

1 要援護者避難台帳の整備

- ◇各住民会等による防災組織との連携により、障がい者などの災害時要援護者の避難対応について個別に計画化（避難台帳を作成・管理）し、障がい者等の安全な避難と健康、生命の保護に努めます。

2 福祉避難所の確保

- ◇上富良野町防災計画の見直しにあわせ、災害時にすぐに避難できる身近な福祉避難所を設置し、介護等の必要な障がい者の安全な避難環境の整備に努めます。

3 障がい福祉サービス施設利用者の安全対策

- ◇町保健福祉総合センターや障がい福祉サービス事業所など、障がい者が日常的に利用する施設について防災体制を整備し、周辺住民組織と連携するなど、安全対策を支援します。

※）十勝岳噴火災害：上富良野町他2町にまたがる標高2,077mの活火山で、近代では大正15年に144名、昭和37年に5名の死者・行方不明者を出す大規模な噴火が起きており、町では緊急に備え様々な防災体制を整えています。

限られた社会基盤を最大限に活用し、公共交通網の不足を解消する仕組みを整えます。また、多岐にわたる同種の支援制度を整理して、誰もが便利に、安心して利用できる支援制度を構築します。

【現状と課題】

- ◇障がい者の移動については、地域生活支援事業による移動支援事業（p. 49 参照）の利用をはじめ、介護タクシーや公共交通機関の料金割引制度などが利用されています。
- ◇しかし、障がいによって移動や移動先での行動が困難な障がい者に対してヘルパーの同行により支援を行う「移動支援事業」については、公共交通機関の利用が前提となっており、都市部のようにきめ細かな公共交通網を有しない地方に居住する障がい者にとって利用機会はごく限られたものとなっています。
- ◇また、在宅介護サービスによる移送支援やタクシーチケットの交付など、それぞれの施策によって対象となる障がいの種類や程度が異なり、「制度の狭間」を生み出す要因となっています。

【施策の方向性】

1 移動支援施策の拡大

- ◇新たな移動支援施策や、個々では利用上の制約が発生する支援の組み合わせなどにより、きめ細かな公共交通網に代わる障がい者の移動手段の補完方法を検討します。

2 予約型乗り合いタクシーの利用促進

- ◇平成 23 年度から運行している「予約型乗り合いタクシー」について、制度や利用方法の周知を行い、日常生活の利便性を高めると共に、閉じこもりを予防し、外出による社会参加を促進します。

3 他の移動支援施策・サービスとの連携

- ◇様々な移動支援施策を提供する機関・部署と連携し、利用対象者や利用方法などを整理し、「制度の狭間」による支援の欠落を解消します。

障がい者支援施策の充実と共に需要が高まる人的資源の育成・確保に努め、地域で安定した障がい福祉サービスを提供できる体制を整えます。

【現状と課題】

- ◇障がい者支援施策は日々充実しています。それに伴い、居宅支援におけるホームヘルパーや外出の支援を行うガイドヘルパー※、手話通訳者、就労や日常生活支援の従事者、成年後見制度に基づく市民後見人、ゲートキーパー（p.24 参照）など、障がい者を支える人的資源の需要が高まっています。
- ◇国の政策による介護職員の処遇改善や介護関係資格取得の支援、町では手話通訳者の養成事業など、人材確保に関するさまざまな施策が実施されていますが、近年の福祉施策の充実と共に延び続ける需要に追いついていないのが現状です。

【施策の方向性】

1 NPO法人の設立、活動支援

- ◇市民後見制度の活用や障がい者の日常生活を支えることを目的とするNPO法人（特定非営利活動法人）の設立や活動を支援する仕組みを整えます。

2 コミュニケーション支援従事者（手話通訳者等）の育成

- ◇平成24年度から、視覚・聴覚障害者のコミュニケーション支援者（手話通訳者など）を道内全域で提供できる仕組みが整いましたが、その専門性の高さから担い手が常に不足している状態です。町では今後も手話通訳者養成講座を開催するなど、支援者の育成に努めます。

3 資格取得等に対する支援

- ◇ホームヘルパーやガイドヘルパーをはじめ、様々な福祉施策の担い手の育成を支援するため、資格取得等に関する情報提供などの支援を進めます。

※）ガイドヘルパー：障害者の安全な外出と社会参加の手助けを行います。障がい者自立支援では視覚障害者の外出を支援する「同行援護事業」の担い手として資格を要します。

第4章 第5期上富良野町障がい福祉計画・ 第1期上富良野町障がい児福祉計画（平成30年度～平成32年度）

第1節 数値目標

1 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本方針（抜粋）】

- 平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
- ・①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本。
 - ・②平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する事を基本。

【現状と課題】

◇国の方針に基づき、障がい福祉サービスは地域移行（入所施設から地域生活へ）を前提として進められていますが、支援の度合いや高齢化や経済状況などの介護環境によって、施設での入所を継続せざるを得ない場合や、利用者のニーズを満たす居住環境が得られないなどの理由により、近年では地域移行がなかなか進まない現状にあります。

【これまでの取り組みと今後の目標】

- ◇①国の基本方針では、施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行することが基本となっているところですが、第4期の地域生活移行者（見込み）は0人となっています。現状と課題、これまでの実績も踏まえ地域移行への数値目標は、3%以上にあたる1人としします。居宅介護サービスや日中活動の場の確保など、地域で生活できる環境づくりに努めます。
- ◇②施設入所者数の削減については、地域生活移行による入所者数の削減が見込まれる一方、新たな入所者の増もあることから、数値目標は設定しません。

第4期計画				第5期計画		
H25年度末入所者数	地域生活移行者数	H29年度末		H28年度末入所者数	地域生活移行者数	H32年度末
	入所者削減数	目標	実績見込		入所者削減数	目標
25人	H25年度末現在入所者の12%	3人	0人	26人	①H28年度末現在入所者の3%	1人
	H25年度末の4%以上削減	1人削減	0人		②H28年度末の2%以上削減	—

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

【国の基本方針（抜粋）】

- ・精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置する事を基本。【新規】
- ・精神病床の1年以上長期入院患者数：14.6万人から15.7万人に【新規】
- ・精神病床における早期退院率：入院後3か月69%、入院後6か月84%、入院後1年90%以上とする事を基本。

【今後の目標】

◇国の基本方針に基づき、精神障がい者地域移行・地域定着について保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域）の設置に向け、富良野地域自立支援協議会の専門部会として地域移行部会を平成29年6月に設置しました。

しかし、現在の地域移行部会は介護保険関係者が構成員となっていないため、今後、地域包括ケアシステムの構築に向け各関係機関と連携を図るとともに、協議に向けた取組みを行っていきます。

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本方針（抜粋）】

- ・地域生活拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する事を基本。

【これまでの取り組みと今後の目標】

◇国の基本方針に基づき富良野圏域5市町村（富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村）で構成し、平成27年度から基幹相談支援センター、5市町村行政、委託相談事業所による協議を進め、アンケート調査の結果を踏まえ、平成28年4月に、地域において機能を分担して行う面的整備を行いました。

◇地域生活支援拠点に必要な機能である居住支援機能、相談支援機能、体験の機会・場の確保、緊急時の受入れ・対応、専門性の確保、地域の体制づくりを基幹相談支援センターを中心に今後も行っていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本方針（抜粋）】

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する目標値を設定する。

- ・平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本。
- ・就労移行支援事業の利用者については、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
- ・移行率 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
- ・就労定着支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする事を基本とする。【新規】

【現状と課題】

◇障がい者の自立と社会参加を促進するうえでの重要な柱の一つが「就労支援」です。上富良野町においては、平成 27～29 年度で、就労継続 B 型事業から 1 人、就労継続 A 型事業から 2 人、就労移行支援事業所から 1 人が一般就労への移行を果たしています。

◇しかし、都市部で障がい者の就労支援機関等を介しての就労に一定の成果が表れている反面、町内や近隣市町村では企業数が限られ、障がい者の求人枠はごくわずかとなっています。障がい者にとって旭川市など長距離の通勤や、住み慣れた地域を離れるという選択は非常に困難なことが多く、それぞれの希望に沿った就労につながりにくい現状があります。

◇当町には就労移行支援事業所がないことから、自宅から通所できる就労移行支援事業所が今後、必要となってきます。

【これまでの取り組みと今後の目標】

◇第 4 期計画における目標と実績

第 4 期計画（H29 年度末）	
目標	実績見込
2 人	4 人

◇第 5 期計画における目標

目標設定項目	H32 年度までの 数値目標	参 考
再就労を含めた 一般就労移行数	3 人	H28 年度一般就労への移行実績（1 人）の 1.5 倍以上
就労移行支援事業 の利用	2 人	H28 年度就労移行支援事業利用者（1 人）の 2 割増
就労定着支援事業 の利用【新規】	80.0%	就労定着支援を開始から 1 年後の職場定着率 8 割以上

基本方針と町障がい者計画（第 2 節）における雇用促進施策の実施、また、各企業に障がい者雇用に係る現状や意向把握のためのアンケートを行うなど、雇用の受入先の確保に向けた取り組みを行っていきます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

【国の基本方針（抜粋）】

- ・児童発達支援センターを各町村に少なくとも1か所設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築（市町村単位の確保が難しい場合は、圏域での確保でも差支えない）
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保（市町村単位の確保が難しい場合は、圏域での確保でも差支えない）
- ・医療的ケア児支援の保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る為の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）

【これまでの取り組みと今後の目標】

障がい児支援提供体制整備	第5期計画(H32年度末)	
	H29年度末実績	目標
児童発達支援センター※	0か所	1か所
保育所等訪問支援実施事業所	0か所	1か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後デイサービス	0か所	1か所
医療的ケア児支援協議の場	0か所	1か所 (H30年度末)

◇国の基本方針では、障がい児支援体制についてすべての市町村で1か所以上整備の目標であります。事業所の人員・設置基準等の問題から町単独での確保は厳しい状況であります。児童発達支援センターについては、富良野市に人員配置等の基準を満たしている事業所が設置されており、必要に応じて利用が可能となっておりますので、引き続き利用体制の確保を図ります。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後デイサービス事業所についても、町単独での確保は厳しい状況でありますので、圏域での設置に向け検討・協議を図ります。

また、医療的ケア児支援協議の場の設置については町単独での設置が困難な場合は、圏域での設置を視野に入れ検討・協議を図ります。保育所訪問支援実施事業については、国の方針に基づき利用できる体制を整備します。

※「児童発達支援センター」は、通所利用障がい児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設をいい、嘱託医や栄養士等の人員基準が設けられています。

現在、当町の発達支援センターは、児童やその家族に対する支援事業のみを行っています。

第2節 サービスの見込量

障がい者が希望する暮らしの実現やその意欲・能力(適性)に応じた活動を保証するため、障がい福祉サービスの種類ごとの支給量の1か月あたりの目標値を具体的に設定します。

1 訪問系サービス

【サービスの種類】

事業の種類	H29 利用者数	内 容
・居宅介護	6人	自宅を訪問し、調理や洗濯等の家事、排せつや食事等の介護、通院の介助などを行うサービスです。
・重度訪問介護	—	重度の障がい者や視覚障がい者に対して、自宅での入浴や排せつ、食事の介護、外出や移動の支援を行うサービスです。 ※利用対象となる障がいの種類や程度、支援内容はそれぞれ異なります。
・行動援護	—	
・同行援護	—	
・重度障害者等 包括支援	—	

【現状と課題】

◇平成29年度現在、訪問系サービスは居宅介護の利用があります。今後も障がい者本人や家族の高齢化が進むことなどから、在宅生活を円滑に継続するために利用しやすい制度を維持していく必要があります。

【実績と今後の見込み量】

◇居宅系サービスを必要とする障がい者の介助環境や障がい程度に大きな変化がない場合は、サービスの見込量にも大幅な変動は見込まれません。現在の利用状況と地域移行、地域定着の促進を念頭に新規利用見込、また介護保険制度への移行者を考慮して、以下のとおりとします。

区 分	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
時間/月	182	162	175	130	130	130
人/月	7	7	6	7	7	7

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、就労支援や生活面での訓練をはじめ、施設入所者や在宅生活者の昼間の活動支援など、主に施設への通所により提供されるサービスです。

【サービスの種類】

事業の種類	H29 利用者数	内 容
生活介護	39 人	常時介護を要する方に、入浴や排せつなどの介護や、創作的活動などを通じた身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (生活訓練)	1 人	障がい者が自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上（生活訓練）を目指します。
宿泊型自立訓練	1 人	障がい者が自立した日常生活または社会生活ができるよう、昼夜を通じた訓練を行います。
就労移行支援	2 人	一般企業への就労を希望する障がい者に対し、定められた期間、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援	48 人	一般就労が困難な障がい者に対し、働く場を提供するとともに、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づく【A 型】と、主として就労訓練を目的とした【B 型】に分類されます。
療養介護	3 人	重症心身障がい者など、常に医療と介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練や介護を行うサービスです。
短期入所	2 人	在宅の障がい者が一時的な入所を必要とする時に、短期間の入所によって入浴・排せつ・食事等の介護を行うサービスです。
就 労 定 着 支 援 【新規】	-	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業等との連絡調整や課題解決に向けて支援を行います。

【現状と課題】

- ◇平成 29 年度現在、町内 4 事業所のほか、富良野圏域を中心とした事業所でサービスが提供され、利用者の数的な需要には対応できています。平成 22 年度に町内で就労継続支援、生活訓練を提供する事業所、平成 25 年度に就労継続支援を提供する事業所が開設されたことにより、利用者数、利用量ともに著しく増加し、閉じこもり防止や就労能力の向上に繋がっています。
- ◇しかし、一般就労に移行する過程（就労移行）を支援する事業所や短期入所の実施事業所が不足していることが課題となっています。
- ◇当町には、身体障がい者及び難病のある方の日中活動サービスを受け入れる障害者事業所が少ないことから、今後の課題となっています。

【実績と今後の見込み量】

- ◇この数年間で町内や近隣自治体で日中活動系事業所が開設されたことから、サービスの利用者数、利用量ともに著しく増加しています。
- ◇現在も潜在しているサービス利用対象者への利用の促しを進めるとともに、多様化するニーズに対応する事を考慮し、以下のとおり見込みます。

区 分		H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
①生活介護	人日/月	728	788	788	800	800	820
	人/月	39	39	39	40	40	41
②自立訓練 (生活訓練)	人日/月	23	22	22	22	22	22
	人/月	1	1	1	1	1	1
③宿泊型 自立訓練	人日/月	37	29	29	23	23	23
	人/月	2	1	1	1	1	1
④就労移行支援	人日/月	37	37	37	37	37	37
	人/月	2	2	2	2	2	2
⑤就労継続支援 (A型)	人日/月	174	172	176	192	192	192
	人/月	11	11	11	12	12	12
⑥就労継続支援 (B型)	人日/月	787	783	787	864	918	972
	人/月	43	42	43	48	51	54
⑦療養介護	人/月	2	2	3	3	3	3
⑧短期入所	人日/月	31	22	14	13	13	13
	人/月	3	4	4	4	4	4
⑨就労定着支援 【新規】	人日/月	-	-	-	-	1	1

3 居住系サービス

居宅系サービスは障がい者の住まいの場を提供します。障害者総合支援法施行後は、主に夜間における介助を提供する「居住系サービス」と、昼間における訓練・介助等を提供する「日中活動系サービス」に明確に分離され、需要に応じた柔軟なサービスの選択・提供が可能となっています。

【サービスの種類】

事業の種類	H29 現在 利用者数	内 容
①共同生活援助 (グループホーム)	23 人	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連携・調整などを行います。
②施設入所支援	26 人	入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
③自立生活援助 【新規】	-	施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行を希望する人に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問などにより適切な支援を行います。

【現状と課題】

- ◇平成 29 年度現在、49 人が居住系サービスを利用（入居）し、一般就労や就労訓練、生活介護など、それぞれの特性や必要性に応じた日中活動系支援などを受けながら暮らしています。
- ◇なお、町内に入所支援施設はありませんが、平成 28 年度に新たなグループホームが開設されたことから、グループホーム施設が 2 か所となり、町民 6 人が入居しています。
- ◇また、養護者の高齢化により、独居障がい者が増加傾向にあります。地域移行者の増加も見込めることから、居住系サービスの充実が必要となってきます。

【実績と今後の見込み量】

- ◇居宅系サービスを必要とする障がい者の介助環境や障害程度に大きな変化がない場合は、サービスの見込量にも大幅な変動は見込まれません。現在の利用状況と新規利用見込を考慮して、以下のとおりとします。

区 分		H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
共同生活援助	人/月	24	22	23	24	26	26
施設入所支援	人/月	26	27	26	26	27	28
自立生活援助 【新規】	人/月	-	-	-	1	1	1

4 相談支援

相談支援は、障がい福祉サービスの利用者への相談や、平成 24 年度から義務化された支援計画（ケアプラン）の作成等を行うサービスです。

富良野地域生活支援センターへの相談事業の委託のほか、上富良野町相談支援センターが平成 25 年 2 月 1 日に開設され、支援計画の作成・進行管理を行っており、利用者すべてのサービス等利用計画の作成を行っています。

【サービスの種類】

事業の種類	内 容
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた支援計画（ケアプラン）を作成し、一定期間ごとに見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設や精神科病院から退所・退院する障がい者に対して、地域における生活に移行する際の居住の確保等の相談や支援を行います。
地域定着支援	施設・精神病院からの退所・退院や、単身生活に移行した障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応などを行います。

【現状と課題】

◇通所事業所の増加などにより、障がい福祉サービスの利用者は年々増加しています。また、密度の高い支援を必要とする事例や相談内容が多岐にわたる事例などもあり、現在 1 か所ある指定特定相談支援事業を増やす必要があります。

◇また、難病も含まれることから、医療系事業者による指定特定相談支援事業所が必要になっています。

【今後の見込み量】

◇障がい福祉サービス利用者の全てにケアプランを作成します。

◇障がい者計画「1 施設入所者の地域生活への移行（p.37 参照）」のとおり、平成 32 年度末で 1 人の地域移行を目標としています。

◇以上のことから、以下のとおり必要量を見込みます。

区 分		H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
計画相談支援	人	170	158	163	190	190	195
	障がい者	92	93	97	110	110	110
	障がい児	54	65	66	80	80	85
地域移行支援	人	0	0	0	0	1	1
地域定着支援	人	—	—	—	0	1	1

5 障害児通所支援・障害児相談支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「上富良野町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

【サービスの種類】

事業の種類	内 容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、支援を行うものです。
障がい児相談支援	障害児支援利用援助は障害児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。 継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

【現状と課題】

◇平成29年度現在、町内2事業所において児童発達支援、放課後等デイサービスを行っています。利用者数は年々増加傾向にあり、事業所の受け入れ態勢の強化が必要となってきました。

【実績と今後の見込み量】

◇利用者数が年々増加傾向にあることから、以下のとおり見込みます。

◇平成27年3月1日より、上富良野町障害児相談支援センターが開設され、利用者すべてのサービス等利用計画の作成・進行管理を行っています。引き続きサービス利用者すべてのサービス等利用計画の作成、相談体制の充実を図ります。

区 分		H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
①児童発達支援	人日/月	99	84	89	150	150	150
	人/月	35	29	31	50	50	50
②医療型児童 発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
③放課後等 デイサービス	人日/月	122	82	142	190	220	250
	人/月	19	18	20	27	30	34
④保育所等訪問 支援	人日/月	0	0	0	10	20	20
	人/月	0	0	0	5	10	10
⑤居宅訪問型児 童発達支援【新 規】	人日/月	-	-	-	0	1	1
	人/月	-	-	-			
⑥障害児相談 支援	人	159	123	160	180	200	200

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい福祉サービスとは別に、市町村の裁量により地域で生活する障がいのある人のニーズに応じて実施する事業です。障がいのある人の地域における生活を支える様々な事業を行います。

◇平成 29 年度の上富良野町実施事業

事業の種類		内 容	H29 現在 実施(委託) 箇所数
必須事業	①相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。	1
	②成年後見制度 利用支援事業	判断力が充分でない障がい者に代わり、裁判所が示した後見人が財産の管理や意思決定を補助します。	1
	③コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者等とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記者の派遣などを行います。	2
	④日常生活用具 給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等、日常生活用具の給付又は貸与を行います。	34
	⑤移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。	4
	⑥地域活動支援 センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	1
任意事業	① 日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労の支援や、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の支援を行います。	8
	②訪問入浴 サービス事業	身体に障がいがあるために自宅などで入浴することが困難な方の清潔・心身機能の保持のため、浴槽を提供のうえ、居宅を訪問して入浴の支援を行います。	0
	② 生活サポート事業	介護給付の支給決定者以外の方について、日常生活や家事に対する支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活の推進を図ります。	3
	④巡回支援専門員整備事業	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障がい者が気になる段階から支援を行います。	2
	⑤社会参加促進事業		
	奉仕員養成 研修事業	聴覚に障がいのある方との交流や町広報活動の支援者として、手話通訳者や日常会話程度のコミュニケーション技術を習得した手話奉仕員などを養成します。	1
	自動車運転免許取得・改造補助事業	重度の身体障がい者等が自動車運転免許を取得する場合や、就労に伴い必要となる自動車の改造などに要する費用の一部を助成し、社会参加を促進します。	0
	障害者スポーツ 教室等開催事業	障がい者の健康増進や社会参加、充実した余暇のためスポーツ教室や大会を開催します。	1

①相談支援事業（必須事業）

障がいに関わる心配事や悩み事、障害福祉制度の利用などについて、障がい者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行うなど、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援する事業です。

【現状と課題】

- ◇保健福祉課窓口で行う相談支援のほか、富良野地域生活支援センターへ相談業務を委託し、障がい者の支援を行っています。
- ◇また、相談支援等に関わる専門職員の配置や、富良野自立支援協議会を設置し（平成26年度）、相談支援体制を拡充しています。

【今後の見込み量】

- ◇障害者支援に関する制度の変化や、家族など介護者の高齢化などによって、相談内容も年々複雑化しています。多岐にわたる相談に対応するため、相談対応窓口の専門性を高め、相談支援水準の向上を目指します。

◇障害者相談支援事業実施見込み

項 目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
障害者相談支援事業	○実施（2カ所）	○実施（2カ所）	○実施（2カ所）
基幹相談支援センター	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）
地域自立支援協議会	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）
相談支援機能強化事業	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）
住宅入居等支援事業	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）	○実施（1カ所）

※（ ）内は直営を含む実施箇所数

②成年後見制度利用支援事業（必須事業）

判断能力が不十分な高齢者や障害者で報酬の負担が困難な方が成年後見制度（後見・保佐・補助）を利用することにより、地域で安心して生活できるようにすることを目的とします。

助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、成年後見制度の申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業です。

【現状と課題】

◇成年後見制度の基礎的な内容について、町民の方へ制度の周知を図る為、成年後見制度研修会を開催しました。また、平成29年4月には実施要綱の見直しを図り、後見人等の報酬についても助成できるようにしました。

◇平成29年に1件の申立費用の助成利用（保佐）がありました。まだまだ制度について理解が深まっていない為、今後も制度内容についての周知の取り組みが必要です。

【今後の見込み量】

今後必要な方が増えてくることが予想されること、障がいのある人の権利擁護を図る為、成年後見制度利用支援事業の普及・利用促進に向けた取り組みを行います。

項 目		H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	1 人	2 人	2 人

③コミュニケーション支援事業（必須事業）

聴覚、言語機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通（コミュニケーション）に支援を要する人に、手話通訳者や要約筆記者*を派遣し、社会参加の手助けを行う事業です。

【現状と課題】

- ◇町では、富良野圏域での共同委託により、コミュニケーション支援事業を実施し、必要に応じて手話通訳者の派遣などを行っています。平成24年度からは、道内全市町村で行う「広域派遣事業」に参加し、支援（派遣）の範囲を道内全域に拡大しています。要約筆記派遣事業については、現在利用者はありません。
- ◇制度拡充の一方で、手話通訳者など支援の担い手育成にも取り組んでいます。が、その専門性の高さから不足状態は続いています。

【今後の見込み量】

- ◇平成24年度から、道内市町村の広域連携によりサービス提供範囲が道内すべての市町村に広がっています。
- ◇事業の周知と併せて利用者数、利用回数の拡大を見込み、今後も引き続き手話通訳者の育成・確保に努め、安定的なサービス提供体制を維持します。

項 目		H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
手話通訳者派遣事業	実利用人数	2 人	2 人	2 人
要約筆記者派遣事業	実利用人数	1 人	1 人	1 人
通訳者等設置事業	設置の有無	—	—	—

※）要約筆記：聴覚障がい者とのコミュニケーション手段のひとつで、話の内容などを要約し、文字化して伝えます。主として手話を用いない人に利用されています。

④日常生活用具給付等事業（必須事業）

日常生活上の便宜を図るため、障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

※身体機能を補完する義肢や車椅子などの補装具については、他の給付制度を用いるためここでは対象となりません

【現状と課題】

◇利用者からの申請により給付を行っています。大半がストマ用具の給付となっています。制度の利用を必要とする人へ適切に給付できるよう、今後も制度の周知を進めていかなければなりません。

【今後の見込み量】

◇給付の大半を占めるストマ用具についてはここ 3 年の実績が平均 266 件と大きな変動がないことから現状の件数を、その他の品目の必要件数については個別の予測が困難であることから、平成 28 年度と同数をそれぞれ見込みます。

項 目		H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
排せつ管理支援用具	ストマ用具（蓄便、蓄尿袋）、紙おむつ等	270 件/年	270 件/年	270 件/年
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト等	1 件/年	1 件/年	1 件/年
自立生活支援用具	入浴補助用具、つえ、頭部保護帽、特殊便器等	3 件/年	3 件/年	3 件/年
在宅療養等支援用具	電気式たん吸入器等	2 件/年	2 件/年	2 件/年
情報・意志疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器等	1 件/年	1 件/年	1 件/年
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修（手すりの取付、段差の解消等）	1 件/年	1 件/年	1 件/年

⑤移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な障がい者のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援する事業です。

【現状と課題】

- ◇現在町内 2 事業所、町外 2 事業所への委託により事業を実施しています。平成 22 年度に町内事業所においてサービスが開始されて以降、着実に利用が広がっていましたが、ここ 2 年ほどは利用者の転居や生活環境の変化などにより利用が減少しています。
- ◇今後も事業の周知に努めるとともに、利用者のニーズを十分に把握し、需要とサービスの適合を進めていかなければなりません。

事業所名	所在市町村	H29 利用登録者数
なないろニカラ	上富良野町	3 人
上富良野町社会福祉協議会	上富良野町	1 人
中富良野町社会福祉協議会（車両移送事業）	中富良野町	2 人
(株)すばる	旭川市	1 人

【今後の見込み量】

- ◇障がい者の地域移行、社会参加を進める一方で、高齢化に伴う家庭内での介助力の低下など本サービスの需要は今後も引き続きあることが予測されます。
- ◇現状において利用を希望する方へのサービス量は確保されているといえます。公共交通網の整備が充分でない地方において、今後もの確に利用者のニーズを把握し、サービス水準を維持していきます。

項 目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
実利用人数	7 人/月	10 人/月	10 人/月
実利用時間	15 時間/月	20 時間/月	20 時間/月

⑥地域活動支援センター事業（必須事業）

障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進の機会を提供する事業です。

【現状と課題】

- ◇町では、富良野圏域で共同設置している「富良野地域生活支援センター」に事業を委託して、創作的活動や社会との交流促進等を行っています。
- ◇地域活動支援センターを設置している富良野市までバスによる送迎を行っており、地域活動支援センターでの日中活動の機会を提供しています。
- ◇障害サービス利用へのきっかけづくり、地域交流の場が必要になっています。生活圏においても地域活動支援センターの設置が必要となってきています。

【今後の見込み量】

- ◇富良野地域生活支援センターへの委託による実施を継続します。
- ◇現時点ではセンターの新規設置の予定はありませんが、利用者や利用対象者の需要を調査し、検討していく必要があります。
- ◇障がい者計画 第4節「5 居場所の確保」のとおり、地域活動支援センターなど引き続き、日中活動の場の充実を図ります。

項 目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
実施箇所数	1 ヲ所	1 ヲ所	1 ヲ所
実利用人数	13 人/月	13 人/月	13 人/月

⑦日中一時支援事業

障がいのある人の日中活動の場を確保することで、地域生活の充実と、その保護者等の就労や育児の支援を行います。また、日常的に関わりを持つ家族などの介助者に、一時的な休息を提供することも目的としています。

【現状と課題】

- ◇町内 3 事業所、町外 5 事業所との委託契約により実施しています。
- ◇障がい児については主に保護者の就労サポート、障がい者については日中のレクリエーションや入浴など各施設の特色に応じて様々な用途で利用されています。
- ◇事業を開始した平成 18 年度以降、利用は着実に伸びていますが、児童の利用については、障害児通所支援と並行して利用している人が多く、利用者のニーズを把握しながら児童発達支援や放課後等デイサービスとの連携をさらに深める必要があります。

事業所名	所在市町村	H29 利用登録者数
なないろニカラ	上富良野町	22 人
ラベンダーハイツ	上富良野町	2 人
北の峯学園、デイサポートかみふらの	富良野市、上富良野町	2 人
サポートステーション栄町、デイセンター芽ぐみ野	富良野市	1 人
デイセンターすずらん	美瑛町	1 人
(株)すばる	旭川市	1 人

【今後の見込み量】

- ◇現在はずべての利用希望者に対してサービスが提供されています。
- ◇今後も引き続き充実した日中活動や保護者の就労、休息のためのサービス水準を維持できるよう、実施事業所との連携を深めます。

項 目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
実施事業所数	8 ヲ所	8 ヲ所	8 ヲ所
実利用人数	32 人/月	34 人/月	34 人/月
実利用日数	50 日/月	60 日/月	60 日/月

⑧訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度の身体障がいのある方の自宅に訪問し、入浴車で入浴を行います。

【現状と課題】

◇現在は、日中一時支援を利用することにより、継続的な利用者がなく、委託契約を結んでいる事業所はありませんが、身体状況や介護環境の急激な変化にも対応できるよう、介護保険サービスで委託契約をしている事業所と連携を図り、サービス提供体制がとれるように努めます。

⑨生活サポート事業

介護給付支給決定者以外で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障をきたす人に対し、必要な支援（生活援助や家事援助）を行うため、自宅にホームヘルパー等を派遣します。

【現状と課題】

◇町内 2 事業所への委託のほか、富良野圏域で共同委託を行っています。利用対象のほとんどが介護給付（居宅介護）の支給対象となるため多くの利用はありませんが、緊急の場合など、介護給付によることができない場合や、柔軟な生活援助のために利用されています。

【今後の見込み量】

◇緊急の求めに応じた需要については把握が困難ですが、生活援助での利用実績をもとに、より有効かつ柔軟な利用の促進を図り、以下のとおり見込みます。

◇現在の委託体制により見込み量の安定的な提供は可能であると判断します。今後も引き続きサービス水準の維持向上を図るとともに、制度が有効に利用されるよう、周知や委託事業所との連携を図ります。

項 目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
利用量	15 時間/月	20 時間/月	25 時間/月
実利用人数	2 人/月	3 人/月	4 人/月

⑩巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に専門支援職員の巡回支援を実施し、施設職員や発達障がい児等の保護者に支援を行います。

【現状と課題】

◇作業療法士、言語聴覚士による支援を平成29年度は9回行いました。ケースに応じて適切な支援に結び付けられるよう関係機関と連携して支援を行っています。

【今後の見込み量】

今後も引き続き支援体制を維持できるよう実施事業所と連携を図ります。

項 目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
実施回数	8 回	8 回	8 回

⑪社会参加促進事業

障がい者の社会参加を促進する事業のうち、手話通訳者等の養成、運転免許取得・自動車改造助成、スポーツ教室等開催事業を行っています。

【現状と課題】

- ◇手話通訳者等の養成は、富良野圏域での共同委託により事業を行っています。
平成 27 年度と平成 28 年度は中富良野町で講座を開催し、町内では平成 29 年度に入門講座、平成 30 年度には基礎講座を開催する予定であります。手話に親しみ、日常会話が可能な技術の取得に大きな成果を出す一方、非常に高度な技術と知識、経験が求められる手話通訳者の誕生には至っていませんが、今後とも継続的に養成講座を開催し、手話通訳者等の養成に努めます。
- ◇運転免許取得助成、自動車改造助成については、平成 25 年度に自動車改造経費の補助を 1 件行いました。身体障がい者の就業や社会参加に不可欠な交通環境を充実するため、引き続き助成制度の周知を行い、利用を促進します。
- ◇平成 24 年度から、障がい者スポーツ教室を開催しています。パラリンピック種目のような本格的な競技環境は整っていませんが、障がい者の健康増進や余暇の充実のため、スポーツ参加のきっかけづくりとして実施しています。

【今後の見込み量】

- ◇手話通訳者等の養成については、現段階では講座の開催回数を増やすなどの事業拡大予定はありませんが、現在の委託体制により入門⇒基礎講座のサイクルを継続し、多くの住民が手話に親しみ、手話は言語であることを理解することで、手話通訳者等の養成に努めることとします。
- ◇運転免許取得助成、自動車改造助成については、身体障がい者の社会参加等に不可欠な交通環境を充実するため、引き続き助成制度の周知を行い、利用を促進します。
- ◇スポーツ教室は今後も、スポーツ参加のきっかけづくりとして、障がい者の方でも参加しやすいさまざまな競技種目を実施し、障がい者スポーツの振興を図ります。

項 目	H30 見込み	H31 見込み	H32 見込み
奉仕員養成研修	6	6	6
自動車運転免許取得・改造補助事業	1 人	1 人	1 人
障害者スポーツ教室等開催事業	12 回	12 回	12 回

7 その他の事業

町では、自立支援給付、地域生活支援事業のほか、障害者が地域で充実した生活、社会参加ができるよう、さまざまな支援を行っています。

事業の種類		H28 現在 利用者数等	内 容
①	更生医療給付	(給付件数) 569 件	既にある障がいの症状等を軽減・除去するための手術などの治療によって効果が確実に見込まれる医療について、費用を給付するものです。
②	育成医療給付	(給付件数) 4 件	18 歳未満の肢体不自由、視覚、聴覚、音声、先天性の心臓又は心臓疾患児の症状等を軽減・除去するための治療によって効果が見込まれる医療について、費用を給付するものです。
③	タクシーチケット 助成事業	(申請者) 81 人	歩行が困難な重度身体障がい者に対してタクシー利用の助成券(500 円券を障害種別・住所に応じて 32 枚から 96 枚)を給付し、生活圏の拡大を図っています。
④	施設通所交通費 助成事業	(対象者数) 2 人	町外の通所事業所へ通所する方に対して、通所交通費(鉄道運賃相当額)の2分の1を助成しています。
⑤	医療的ケア支援事業	(実利用者数) 0 人	日常的に医療的ケアを必要とする身体障害者が利用する通所施設等が、看護師の派遣による医療的ケア事業を行った際の費用を助成します。
⑥	福祉バス事業	(延べ運行回数) 145 回	高齢者や障がい者の移動手段を確保して、積極的な福祉活動や社会参加を促進します。
⑦	障害福祉サービス 事業所設置補助	(実施事業所数) 1 カ所	町内に事業所を新たに設置する事業者に対して、施設の建設費(改修費)、初期備品の購入費、賃借料に対して補助を行います。
⑧	腎機能障害者 通院交通費補助	(対象者数) 15 人	人工透析を行う腎機能障がい者に対し、通院にかかる費用を補助します。1 ヶ月あたりの交通費が 5 千円(非課税世帯については全額)を超えた場合、超えた金額を補助します。
⑨	特定疾患患者等 通院交通費補助	(延対象者数) 107 人	治療が困難とされている特定疾患の治療のため通院する患者に対し、交通費の2分の1及び通院証明書料を補助します。

※⑤「医療的ケア支援事業」は、平成 26 年 10 月より事業所において実施により廃止。

第5章 計画の推進に向けて

富良野圏域障害者自立支援協議会(地域部会)において、関係機関と連携しながら計画の着実な推進・管理を行い、必要に応じて適切な見直しを行います。

1 計画の進行管理体制

◇計画を着実に推進するためには、計画の進行過程を管理する体制を整える必要があります。

◇町では、これを富良野圏域自立支援協議会（地域支援部会）の責務と位置づけ、計画の進捗状況、他の福祉関連計画や日々変化する社会情勢との整合を図り、町民の評価や要望を客観的に受け止め、必要に応じて柔軟に対応することとします。

2 関係機関との連携

(1) 庁内での連携

◇本計画は、障害の理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、また、福祉サービスを提供する社会基盤の整備や、住まい・公共施設・交通機関等のバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりを促進するために、保健・医療・福祉のみならず、教育・住宅・協働など他分野にも関わる計画として位置づけています。

◇そのため、計画の推進においては全庁的な連携をもって臨みます。

(2) 国・道・近隣市町村との連携

◇障害者福祉施策の根幹となる政策や計画に関わる国や道との連携を密にするとともに、町単独での事業展開が困難な福祉施策については他市町村と連携し、適切に実施できる体制を維持します。

(3) 障害者関係団体、NPO、ボランティアとの連携

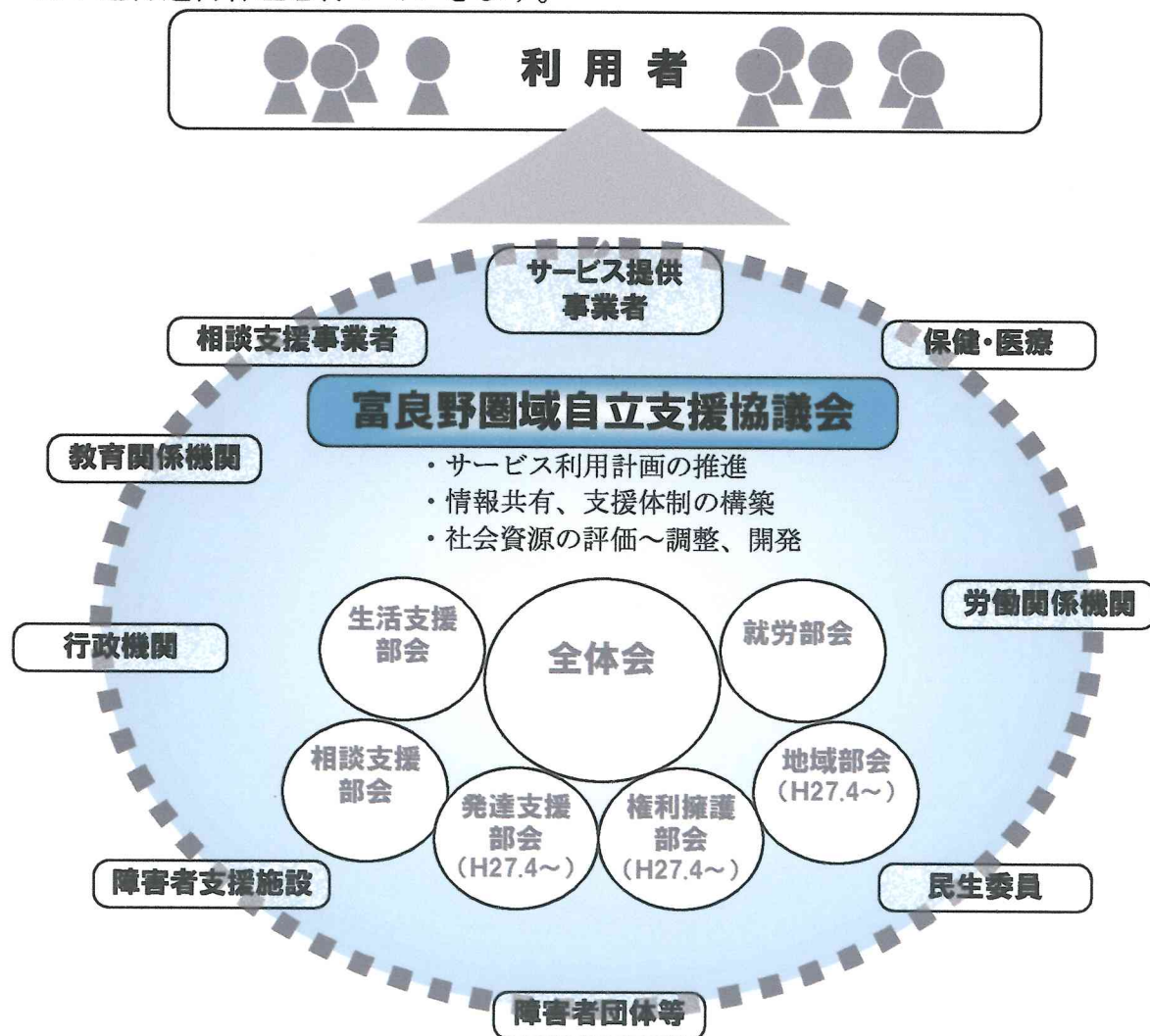
◇障害者が住みなれた地域で安心して生活するために、障害者の需要に最も近い地元関係団体との連携を特に綿密にし、障害者福祉のより一層の具体化を進めます。

3 自立支援協議会の活用

◇地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として事業者、雇用、教育、医療等の関連する機関による情報の提供・共有、ネットワーク構築等に向けた協議、地域の社会資源開発のほか、障害福祉計画の実現に向けた推進を図ります。

◇計画の総合的な進行管理とは別に、平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法により、地域の自立支援協議会にはさらに多くの役割が求められています。

◇これらの役割を果たし、障害者が安心して自立した暮らしができるよう、平成 27 年 4 月から設置された富良野圏域自立支援協議会（地域支援部会）により進行運営管理を行っていきます。



上富良野町障害者計画策定委員会設置要綱

(平成 24 年 9 月 20 日決定)

(設置)

第 1 条 上富良野町障害者計画（以下「計画」という。）の策定に関し、障害者に関する施策の総合的な検討を行うため、上富良野町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関して調査研究し、町長に必要な意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 障害者又はその家族
- (3) 福祉関係団体を代表する者
- (4) 障害者福祉施設を代表する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を兼ねる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、第 2 条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉課福祉対策班において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 20 日から施行し、第 6 条に規定する委員の任期の終了をもってその効力を失う。

上富良野町障害者計画策定委員会委員名簿

団体名等	役職	氏 名	備 考
一般公募委員		大場 富蔵	委員長
手をつなぐ親の会	会長	佐藤 祥一	副委員長
民生児童委員協議会	副会長	渡辺 孝一	
上富良野町社会福祉協議会	理事	佐藤 靖子	
つばさ会		宮崎 守	
障がい者の地域生活と 就労を考える親の会	代表	田中 明美	
上富良野町身体障害者 福祉協会	会計	台丸谷 次男	
なないろニカラ	施設長	二宮 利和	
社会福祉法人 エクウエート富良野	事務局長	久田 茂	
社会福祉法人 富良野あさひ郷	支援係長	三浦 圭一	
上富良野町 発達支援センター	管理者	吉田 泰子	

障害福祉関係機関一覧

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

【官公署】

名 称	住 所	電 話
上富良野町保健福祉課	上富良野町大町 2-8-4	45-6987/45-5788
富良野保健所	富良野市末広町 2-10	23-3161
上川総合振興局	旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5982

【福祉関係団体等】

名 称	代表者等
身体障害者相談員	浦島 義弘
知的障害者相談員	太田 恵子
民生児童委員協議会（民生委員・児童委員）	会長 濱本 秀敏
上富良野町社会福祉協議会	会長 北川 雅一
身体障害者福祉協会	会長 浦島 義弘
手をつなぐ親の会	会長 佐藤 祥一
つばさ会	会長 太田 恵子

【上富良野町内の障害福祉サービス事業所】

事業所名等	相談	通所	訪問	児童	住まい	地域生活支援
社会福祉協議会			居宅介護			移動/生活
なないろニカラ		就労B 生活介護		放課後		移動/ 日中/生活
デイサポートかみふらの		就労B 生活介護				移動/ 日中/生活
(株)ヒューマンインターフェイス		就労A				
上富良野町相談支援センター	相談支援					
上富良野町訪問看護ステーション			訪問看護			
発達支援センター	相談支援			児童発達		
ラベンダーハイツ						日中一時
ふれあい荘					グループ ホーム	
あさがお					グループ ホーム	

※表中の略称・・・ 移動：移動支援事業、生活：生活サポート事業、日中：日中一時支援事業、就労B：就労継続支援事業（B型）、放課後：放課後等デイサービス、
児童発達：児童発達支援

(富良野沿線・近隣の障害福祉サービス事業所)

市町村名	事業所名等	相談	入所	通所	訪問	児童	住まい
富良野市	富良野市 福祉課	●					
	こども通園センター					●	
	北の峯学園		●	●			
	デイセンター芽ぐみ野			●			
	サポートステーション栄町			●			
	ライフサポート彩						●
	ジャパンケア富良野				●		
	介護・福祉ショップ ポピー				●		
	ニチケアセンターふらの				●		
	愛・訪問介護ステーション富良野				●		
	富良野市 社会福祉協議会				●		
	ラベンダーの郷			●			
	さくら荘、れんげ荘ほか						●
	富良野地域生活支援センター	●					
中富良野町	中富良野町 福祉課	●					
	中富良野町 社会福祉協議会				●		
	はれるやハウス			●			
南富良野町	南富良野町 保健福祉課	●					
	南富良野町 社会福祉協議会	●			●		
	からまつ園	●	●				
	こざくら園	●	●	●			
	ぴあ						●
	なんぷ〜香房			●			
占冠村	占冠村 保健福祉課	●					
	占冠村 社会福祉協議会	●					
美瑛町	美瑛町 保健福祉課	●					
	美瑛町 社会福祉協議会				●		
	アトリエ・トムテ			●			
	美瑛デイセンターすずらん			●			
	にこにこファクトリー			●			
	情熱ファクトリー			●			
	丘のガーデン						●
	子ども通園センター					●	

※この表はWAM-NET（独立行政法人 福祉医療機構が運営する福祉総合サービスネットワーク）の情報を基に作成しています。サービスの詳細は各事業所へお問い合わせください。

上富良野町障がい者計画（平成 25 年度～平成 32 年度）

〔 第 5 期 上富良野町障がい福祉計画
第 1 期 上富良野町障がい児福祉計画 〕
（平成 30 年度～平成 32 年度）
（平成 30 年 3 月一部改訂）

発 行 上富良野町
編 集 上富良野町保健福祉課
〒071-0561
空知郡上富良野町大町 2 丁目 8 番 4 号
TEL 0167-45-6987